

## 令和5年(2023年)第4回ニセコ町議会定例会

令和5年(2023年)6月6日(火曜日)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 報告第 1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告について
- 6 報告第 2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について
- 7 報告第 3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について
- 8 報告第 4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について
- 9 報告第 5号 旧ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告について
- 10 報告第 6号 令和4年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 11 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
(令和4年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 12 承認第 2号 専決処分した事件の承認について  
(令和4年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 13 承認第 3号 専決処分した事件の承認について  
(令和4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)
- 14 承認第 4号 専決処分した事件の承認について  
(令和4年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算)
- 15 承認第 5号 専決処分した事件の承認について  
(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 16 議案第 1号 農業委員の選任について(大野 智美)
- 17 議案第 2号 農業委員の選任について(荒木 隆志)
- 18 議案第 3号 農業委員の選任について(大橋 敏範)
- 19 議案第 4号 農業委員の選任について(久保 正人)
- 20 議案第 5号 農業委員の選任について(笹塚 成之)
- 21 議案第 6号 農業委員の選任について(大道 正幸)
- 22 議案第 7号 農業委員の選任について(高橋 洋)
- 23 議案第 8号 農業委員の選任について(佐々木 淳)
- 24 議案第 9号 農業委員の選任について(大田 和広)
- 25 議案第 10号 農業委員の選任について(長井 修)

- 26 議案第 11号 農業委員の選任について (倉下 きよみ)
- 27 議案第 12号 農業委員の選任について (佐藤 寛樹)
- 28 議案第 13号 請負契約の締結について(公営住宅(中央団地6号棟)長寿命化型複合改善工事)  
(提案理由の説明)
- 29 議案第 14号 請負契約の締結について(令和5年度市街地区配水管更新工事)  
(提案理由の説明)
- 30 議案第 15号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定について  
(提案理由の説明)
- 31 議案第 16号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について  
(提案理由の説明)
- 32 議案第 17号 ニセコ町土地開発公社の解散について  
(提案理由の説明)
- 33 議案第 18号 財産の取得について  
(提案理由の説明)
- 34 議案第 19号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算  
(提案理由の説明)

○出席議員 (10名)

1番 高瀬 浩 樹	2番 大野 幹 哉
3番 高木 直 良	4番 榊 原 龍 弥
5番 前原 孝 植	6番 小松 弘 幸
7番 斉藤 うめ子	8番 木下 裕 三
9番 篠原 正 男	10番 青羽 雄 士

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町 長	片山 健 也
副 町 長	山本 契 太
会 計 管 理 者	加藤 紀 孝
総 務 課 長	福村 一 広
防 災 専 門 官	青田 康 二 郎
企 画 環 境 課 長	黒瀧 敏 雄
税 務 課 長	鈴木 健
町 民 生 活 課 長	富永 匡
保 健 福 祉 課 長	桜井 幸 則

農政課長	中山	川田	博	視
農業委員会事務局長	山田	浩	二	
農政課参事	石山		智	
国営農地再編推進室長	阿部	信	幸	
商工観光課長	三上		進	
商工観光課参事	橋本	啓	二	
都市建設課長	石山	康	行	
上下水道課長	樋口	範	幸	
総務係長	浅井	理	登	
財政係長	片岡	辰	三	
教育長	淵野	伸	隆	
学校教育課長	中村	正	人	
町民学習課長	齊藤		徹	
こども未来課長	三橋	公	一	
学校給食センター長	佐竹	三	郎	
代表監査委員	荒木	隆	志	
農業委員会会長				

○出席事務局職員

事務局長	高瀬	達	矢
書記	佐藤	秀	美

◎開会の宣告

○議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は 10 名です。

定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 4 回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、議長において 1 番、高瀬浩樹君、2 番、大野幹哉君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（青羽雄士君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 14 日までの 9 日間にしたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 6 月 14 日までの 9 日間に決しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（青羽雄士君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、黒瀧敏雄君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、阿部信幸君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、淵野伸隆君、町民学習課長、中村正人君、こども未来課長、齋藤徹君、学校給食センター長、三橋公一君、代表監査委員、佐竹三郎君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告 4 件と郵送による陳情書 1 件を受理しております。それらの内容は、お手元に配付したとおりです。

次に、3 月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は別紙報告書のとおり

りです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（青羽雄士君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、第4回ニセコ町議会定例会にあたって、行政報告をさせていただきます。

行政報告書1枚おめくりいただきまして、まず総務課の関係であります。北海道町村会第78回定期総会が5月31日、札幌で開催されております。

その下2として、令和5年度後志町村会役員会臨時総会が4月29日、ヒルトンニセコビレッジで開催されておまして、片山につきましては引き続き町村会理事となりまして、会長はこれまでと同様、寿都片岡町長、副会長は高橋神恵内村長ということになっております。

その下3として、令和5年度第1回後志町村会試験委員会が開催されております。これまで試験期日や試験場所の増設を訴えてきましたが、なかなか改革には至らないということで、これまでと同様の対応になるということでもあります。

その下4として、後志広域連合の臨時会議が5月25日に開催されております。広域連合長として挨拶をしたほか、岩井赤井川村議会議長が議長、副議長は中田島牧村議会議長が就任ということになってございます。

その下5、羊蹄山麓町村長会議、4月6日、それから5月26日に記載のとおり開催されておまして、26日のほうは環境省地球環境局の松澤局長と佐々木室長が、それぞれローカルSDGs等、地域循環共生圏というものについてご説明をいただいております。それぞれの各町村の環境担当者も参加をして聴講させていただいたところでもあります。それから5月29日、羊蹄山麓町村長会議として、倶知安警察署の署長に山菜取り、及び最近羊蹄山等の山岳遭難が多いものですから、これらの事故防止啓発について要請を行ったところでもあります。

その下8として、地方財政研修会への参加ということで、地方財政に係る勉強会、記載のとおり進めております。総務省の地方財政審議会会長小西砂千夫先生をお呼びして講演を受けておまして、5月8日はニセコ町民センターで記載のとおり、地方財政の諸問題について講演をいただいております。

次3ページ目ではありますが、上段9として、北海道町村立高等学校自治体連絡協議会総会が札幌で開催されております。これは現在、全国に町村立の高等学校というのは17校ありまして、現在道内だけ17校となっております。会長は現在不在となっております、私が副会長として会議を進めさせていただきましたが、新たな会長に松川大空町長、副会長に遠藤音威子府村長が就任ということになりました。これまでこの協議会自体は過疎法の改正で、これまで町立高校というものが全く補助対象になっていなかったということでありまして、当時過疎対策委員長さんのところにお邪魔をして、

何とか過疎法に入れてほしいということがあって、過疎法の改正時に当時町立学校、体育館・寮など全部含めてでありますけれども、これらを過疎法を認定いただくとともに、当時火葬場も入れてほしいというお願いをしております。いずれも、当時の森山委員長さんの本当のご尽力で過疎対象ということになりました。会議としては大変大きな成果をこれまで上げてきたと思いますし、北海道の政策補助金もどういふわけか町立高校だけ除外ということになっておりました。これも3年かかりましたけど、知事部局、教育委員会部局をそれぞれ行ったり来たりしながら、何とか町立学校について北海道の補助対象にしてくれというお願いをして、現在改正されて対象となっているところでございます。

それからその下11番目、全国地域リーダー塾開講式がありまして、本町でもずっと毎年のように出しておりますので、開講式に参加をしてきました。6月20日には、この主催である地域活性化センターと職員研修人材育成についての連携協定を締結する予定としてございます。今後とも地域活性化センターとの連携を深めていきたいと考えております。

その下12として、職員の採用ということで、4月1日付で金子雷雅さんと宮維舞己さんをそれぞれ職員採用してございます。

その下13として、土地の寄贈、それぞれ記載のとおり土地の寄贈を受けております。

次4ページ目、14として、町有財産、土地の売却ということで、記載のとおり売却を進めております。これは道路の側面のない土地でありまして、町としても使えませんし、宅地に隣接する方がぜひ必要ということで、適正な土地管理という意味で売却させていただいたものでございます。

その下15として、防災教育（1日防災学校）に係わる講師派遣ということで、近藤小学校・ニセコ小学校それぞれ行っております。

また、その下17として、普通救命講習（認定と更新）について、それぞれ記載のとおり行っております。

その下18として、災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定を、一般社団法人日本ムービングハウス協会と行っております。今、イメージは木造のコンテナハウスのようなものでありますが、これらを機敏に対応いただくということで、これまで厚真町の災害等においても実績がありますので、本町としても協定を結ばせていただいたところでもあります。

その下19として、第11回ニセコ町防災会議の開催ということで、書面で記載のとおり行っております。

次、5ページ目開いていただきまして、20として、第32回泊地域原子力防災協議会作業部会の開催ということで、原子力防災に関するそれぞれ会議を、その下の23番目までそれぞれ行っているところでもあります。

その下、次に企画環境課の関係であります。1として、北海道新幹線及び高速道路の状況について記載のとおりとなっております。1として新幹線宮田高架橋着工安全祈願が4月18日、現地で行われております。また、6ページ目、2として北海道新幹線並行在来線対策協議会のブロック会議が、4月21日と5月28日にそれぞれ開催されておりました。第16回会議ではバス転換に当たってはバス運行に係る経費について、赤字については関係自治体で負担をするということの合意形成

がなされ、今後具体的なバス事業者等との協議に入るという報告がございました。その下 (3) として北海道新幹線羊蹄トンネル (有島工区) の虚偽報告についてということで、5月9日、新幹線の鉄道運輸機構のほうから、機構が現地のトンネル内の検査をしたところ、品質管理試験において実際やっていない試験をやっていたという虚偽の報告があったことが発覚したという報告がありました。おおむね1週間程度で強度試験というのは終了するというので、再検査を行うという報告を受けてございます。(4) として北海道横断自動車道「黒松内～小樽間」の全線開通に向けた勉強会が、永田町で開催されております。その下 (5) として北海道新幹線倶知安駅高架橋起工式及び安全祈願が5月27日、倶知安駅横の特設会場で開催されております。あわせてその前段で、北海道新幹線倶知安駅開業に伴う羊蹄山麓町村との意見交換会が記載のとおり開催されております。

次に、7ページ目おめくりいただきまして、(7) 北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会の理事会が記載のとおりとなっております。また、(8) 小樽国道協議会の理事会・総会もあわせて5月29日に全体的な協議が行われました。その中段、2として後志総合開発期成会につきまして、理事会と定期総会が5月29日に倶知安町で開催されております。ニセコ町長は引き続き商工観光部会長として担当することになっております。

次に8ページ目、3として、尻別川連絡協議会の総会が5月29日に行われております。

以下、各会議が行われておまして、中段6として、第1回第6次ニセコ町総合計画策定審議会が4月29日、オンラインを含むリアル会議も含めて開催されております。

その下7として、土地開発公社理事会が5月9日行われているところであります。この中で土地開発公社の解散、土地開発公社清算人の選任等について議論がなされております。株式会社ニセコまちが活動を開始したことから、土地開発公社の一定の役割を終え解散する方向ということで、事務作業等に取り進めることとしております。

その下8として、国際交流事業の実施状況、①から9ページの⑤まで、こういった様々な活動を行っているところであります。その下(2) ニセコフレンズ (国際交流推進協議会) の総会が4月26日、町民センターで行われております。以下、その他事業、記載のとおりとなっております。

次に10ページ目、9として地域公共交通の確保の関係であります、令和4年度デマンドバスの運行状況、記載のとおりとなっております。

その下10として、ふるさとづくり寄付、ふるさと住民票につきまして、新条例以降の寄付状況が(1)に記載のとおりとなっております。また11ページ目をおめくりいただきますと、年度別のふるさと納税の状況が記載されております。10ページ目の後段の基金残高につきましては、4月31日現在の状況でありまして、今回提案させていただきます専決処分によって、残額についてはそこで利用されておりますので少し変わっております。

11ページ目の中段、11として、防災ラジオの配布状況、記載のとおりとなっております。

12として、町への意見・問合せの対応案件、私の意見・公聴箱・ホームページとありますが、ホームページなどは293件あって、132件について対応させていただいております。最近はネット関係の商業広告といえますか、そういうものが相当増大している状況となっております。

次に12ページ目、14として広報誌の特集状況を記載しております。

それから 15 として、行政視察の受入れ状況ということで、令和 4 年度は 47 団体で 638 名となっております。

その下 16 として、企業版ふるさと納税につきまして、そこに記載のとおり「共感」につながる多様な連携や「ニセコ共生循環の森林づくり」など、それぞれ 12 件の寄付を受けております。総額 1,720 万円を寄付をいただいたということでもあります。

その下 17 として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況につきまして記載しておりますが、令和 5 年度は推奨事業メニュー分として 3,289 万 1,000 円、低所得世帯支援分として 1,792 万 7,000 円の合計 5,081 万 8,000 円の交付限度額が示されているところでございます。

次に 13 ページ目おめくりいただきまして、18 として地域おこし協力隊の活動状況でございます。地域おこし協力隊におきましては、計 28 人を任命しております。内訳は 3 年目継続隊員 12 名、2 年目継続隊員 8 名、新隊員 8 名と、その表のとおりとなっております。4 月 30 日に退職された方もおりまして、全体で現在 27 名の方が活動しているという状況であります。

次に 19 として、集落支援員の活動状況が記載のとおりとなっております、継続 4 名、新規 3 人の計 7 人が集落支援員として活動いただいている状況であります。

その下 20 として、地方創生推進タイプ事業ということで、デジタル田園都市国家構想に基づく交付金を活用して、記載のとおり 4 件の複数年度事業について取り組んでいるところであります。(1) として、ローカルスマート交通深化・展開事業、これは 5 年目で最終年ではありますが、福井地区での地域主導の助け合い交通や、新たな周遊バスの実証試験等を行うということで予定をしております。これも企業版ふるさと納税を受けたことにより、当初 3 年間で 2 年間の期間延長ということで、国のほうから交付金を受けております。その下 (2) がポストコロナを見据えた「持続可能な観光地域づくりモデル市町村」形成事業ということで、これは継続 3 年目ということで進めているものであります。GSTC（世界持続可能観光協議会）は、2007 年に国連環境計画（UNEP）と国連世界観光機関（UNWTO）の支援を受けて、観光部門における持続可能と社会的責任を果たすということをつくられた組織であり、世界的にこういった持続可能な観光に取り組んでいる地域やホテルエリアを指定するというので、リゾート地といえますか観光地の質を上げることに貢献をしようということをつくられた世界組織であります。これらのことについてもニセコ町が現在取り組んでいるということで、(2) の後段のほうにそれぞれ具体的な取組状況を①から⑤まで記載させていただいております。現在、ニセコ町のほか釜石市、京都府宮津市、熊本県小国町、北海道の弟子屈町、長野県小布施町、徳島県三好市、鹿児島県与論町の 8 市町の広域事業として進めているところでございます。次 15 ページ目をおめくりいただきまして、(3) として持続可能な「ニセコ共生環境の森づくり」を実現する地域商社推進事業、これは 2 年目となっておりますが、これも企業版ふるさと納税を受けたことにより 2 年間の延長を受け、5 年間国からの支援を受けて事業を実施できるということでもあります。具体的には株式会社ニセコ雪森考舎が持続して様々な森の活動を行うことについて、国の交付金を充当するという内容でございます。その下 (4) 「共感」がつなぐ多様な連携による持続可能なまちづくり推進事業、継続 2 年目ではありますが、これも 5 年間の事業ということで現在進めているところであります。主には株式会社ニセコまちが様々な環境、街区整備や省エネ性能、省エネ導入等をやっ

ておりまして、これらについての国の支援であります。

その下 21 として、SDG sに係る取組について (1) ニセコミライ「モクレニセコA棟」の地鎮祭、(2) 修学旅行等でのSDG s講話対応。令和4年度だけで、SDG sの講話を聞いてくださった17団体2,554人の皆さんが、ニセコに来訪してお泊まりいただいている状況でございます。

16 ページ目、22 としてニセコ中央倉庫群指定管理の状況について、株式会社住まいるニセコを指定管理者として指定しておりますが、それらの利用内容は記載のとおりとなっております。

23 として、移住定住相談窓口の設置ということで、相談員の奥田さんと近藤さんに記載のとおり進めていただいている状況でございます。

次 17 ページ目に進んでいただきまして、税務課の関係でございます。1 として、令和5年4月末現在における令和4年度分の町税収納率は現年度分で99.84%、滞納繰越分で15.02%、現年及び繰越の合計で99.24%となっております。この現年度分と現滞納収納率は、過去最高だった昨年度をさらに上回ることができております。中でも軽自動車税の種別割では、現年度では100%の徴収率を達成しているとの状況でございます。町税の収入も9億6,000万円を超え、過去最高の収入だった令和元年度の同期比で99.7%と、ほぼ同水準の収入を確保することができたということで、職員や関係者のご努力に厚く感謝を申し上げたいと思います。その下、国保税のことも記載しておりますので、お読みいただければありがたいと思います。

次 18 ページ目、2 として租税教室、記載のとおり5月15日に行っております。

その下3として、宿泊税に関する検討状況ということで、8年前から宿泊税を導入するということをお話をずっと続けてまいりました。また、様々な会議を通じたり、あるいは町政懇談会でもこういうお話をずっと続けてまいりました。また、倶知安町とも観光局プロジェクトを通じて、同一歩調でいこうと各視察を行ったり各講演会をそれぞれ聴講したり、あるいは勉強会をやってまいりました。倶知安町が選考されているということもありますが、ニセコ町でも観光圏の一つとして進めていきたいと、現在鋭意事務作業を進めているところであります。(1) 総務省自治税務局との宿泊税導入に関する協議、これは過去にもやっておりますが、具体的な条例案をお持ちしての検討を5月11日に行っております。また(2)として、宿泊税条例案のパブリックコメントを5月16日から5月26日に行っており、3件の意見をいただいたところであります。(3) 宿泊税に関する事業者説明会を5月22日、23日、25日にそれぞれ記載の場所で行っておりまして、54施設71名の皆さんに参加いただいております。(4) 北海道経済部観光局との宿泊税導入に関する協議ということで、5月24日に道庁へ担当者が赴いて意見交換をさせていただいたところであります。

次 19 ページ目、町民生活課の関係であります。1 として、ニセコ町民センターの貸館状況について、記載のとおりとなっております。

2 として、住民基本台帳ネットワークの運用状況も記載のとおりとなっております。(2) マイナンバーカードの普及促進の取組ということで、ポイントの付与制度を設けておりますが、4月末現在で1,288件の付与実績となっております。

3 として、一般廃棄物の処理状況等について(1) ごみ量の状況、(2) 一般廃棄物最終処分場の状況、記載のとおりとなっております。この一般廃棄物最終処分場におきましては、平成30年度から

広域による民間委託としたため、埋立て処理は一切行っておりません。こうした経緯を踏まえ、閉鎖に向けて現在作業を進めております。土を覆土することを進めながら、早期閉鎖に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に20ページ目ではありますが、4として行政推進員会議の開催ということで、4月27日にニセコ町民センターで開催し、平成5年度ニセコ町主要施策の概要説明等を行ったところであります。

5として、春のクリーン作戦を5月9日に記載のとおり行っております。

6として、交通安全運動の推進ということで、交通安全運動・交通安全教室が記載のとおりとなっております。

7として、羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会について、5月29日に倶知安町で開催されております。

8として、札幌法務局倶知安支局戸籍住民協議会総会ということで、5月24日にニセコ町役場において開催しております。

次ページをおめくりいただきまして、9として食品衛生に関するところでありますが、(2) 倶知安地方食品衛生協会ニセコ支部の定時総会が5月31日に町民センターで開催されております。

その下10として、無料法律相談会の開催ということで、3月7日と4月18日にそれぞれ町民センターで行われております。

次に保健福祉課の関係であります。1として、社会福祉委員(民生委員)会議の開催ということで、5月18日に記載のとおり開催をさせていただいております。

2として、ニセコハイツ等の入居状況、ニセコハイツ・きら里それぞれ記載のとおりとなっております。

3として、ニセコ町赤十字奉仕団の定期総会が5月15日に町民センターで行っております。

次に12ページ目、4としてニセコ町身体障害者福祉協会総会が4月11日に、5としてニセコ町老人クラブ連合会定期総会が4月13日にそれぞれ行われております。

6として、各種健康診査等の実施状況、(1) 5歳児健診から(5) 対がん協会健康診査まで記載のとおりとなっております。

次23ページ目、7として羊蹄山麓健康づくり協議会総会が5月26日に、8として育児セミナーが3月10日に、それぞれ記載のとおり行っております。

9として、幼児食教室も記載のとおり行っております。

10として、エキノコックス症予防(駆除)対策ということで、現在ボランティア登録の皆さん15名ということでありますが、大変なご尽力によりベイト(駆虫薬)を散布いただいているところであります。

11として、献血の実施状況、記載のとおりとなっております。

次に24ページ目、12として任意予防接種助成事業に係る受診状況(令和4年度実績)として、(1) 季節性インフルエンザの予防接種、(2) おたふくかぜの予防接種につきまして、記載のとおりとなっております。

13、産後ケアの相談事業、14、健康運動教室、15、精神障がい者交流事業「お茶会 in ニセコ」の

開催実績、記載のとおりとなっております。

16として、地域包括支援センターの運営状況、(1) 総合相談業務、介護相談から訪問件数までそれぞれ記載のとおりでございます。(2) 地域ケア会議・サービス調整、令和4年度実績と令和5年度は5月31日現在の状況まで記載のとおりとなっております。25ページ目、(3) 認知症初期集中支援事業ということで、記載のとおり12回開催されております。(4) 介護予防事業、令和4年度の実績で貯筋教室や高齢者の栄養改善事業、リハビリ訪問等記載のとおりとなっております。(5) 高齢者声かけ支援事業、(6) 家族介護支援事業、(7) 介護予防プランの作成、(8) 救急情報キットの配布事業の状況は記載のとおりとなっております。次26ページ目、(9) 成年後見制度の利用支援事業の状況は、現在町長申立件数4件となっております。(10) 認知症サポーター養成講座が令和4年度に1回行われております。

次に農政課の関係であります。1として、地域循環会社の設立ということで、3月17日に発起人会が行われ、3月31日設立ということで、会社名が株式会社ニセコ雪森考舎、代表取締役 川原与文さん、資本金1,710万円、当初の出資率はニセコ町が57%、森林所有者や事業者が43%という内容になってございます。

2として、ニセコ町農業担い手育成協議会が3月31日、書面にて開催しております。

3として、家畜自主防疫対策会議が4月11日にようてい農協ニセコ支所で開催されております。

次27ページ目、4として第26回JAようてい通常総代会が4月10日、倶知安町で開催されております。

5として、ニセコ町地域農業再生協議会通常総会が5月8日、書面会議にて開催されております。

6として、有害鳥獣対策協議会が5月9日に役場で、それから7 ニセコ町農業委員会評価選考委員会が同じくニセコ町役場で行われております。

8として、ニセコ高等学校水稻栽培実習の開催が6月1日、記載のとおりとなっております。

9として、ニセコ町堆肥センターの運営状況がそれぞれ記載のとおりとなっております。

10として、明暗渠掘削特別対策事業の実施状況ですが、記載のとおりそれぞれ申込みを受けて実施しているところであります。

次28ページ目、国営農地再編推進室の関係であります。1として、国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区の推進について、3月29日と4月14日にそれぞれ総会等記載されております。(3) 各地区の推進委員会が全町8地区で4月24日から27日の間、それぞれ行われてございます。

2として、北海道土地改良事業団体連合会の令和4年度通常総会、3として同支部の臨時総会、それぞれ3月28日と3月20日に開催ということであります。

次に29ページ目、商工観光課の関係であります。1として、令和4年度観光入込客数調査結果(速報値)を記載したところであります。昨年からは大幅に伸びております。近年多かった平成元年と比較してみますと、まだ伸びとしてはそれぞれ数値は違いますが、60%70%という状況であります。ただ、令和元年度の宿泊客数を見ますと33万3,000人、それから令和4年度は40万1,000人になっていて、宿泊延べ数で見ますと令和元年度が47万3,000人、それが令和4年度には55万1,000人ということでもありますので、入込自体は下回っておりますけれども、ニセコ町における宿泊客・宿泊延べ

数というのは増えているという状況であります。ニセコ山系で見ますと全体では8割の入ということで、観光圏全体ではまだ20%少ないという状況になってございます。その下に、令和4年度ニセコ町外国人宿泊者数とありますが、これも平成4年度は6万1,159人ですが、平成元年は10万7,954人ということでありますので57%程度の回復、宿泊延べ数に至っても16万84人が10万7,447人ということで、こちらも全体で見ると67%程度というような状況であります。下の表、外国人宿泊者数上位の状況ですが、全体で宿泊客数が減っているところは中国からのお客さんで、令和元年は6万7,000人ほどいたものが令和4年度は3,800人ぐらいに減っているということで、それ以外はこの表を見て、オーストラリアからマレーシアまでは増加ということになっておりまして、タイ・韓国・中国・イギリスが減少という表の数値が出ている状況でございます。

31ページ目おめくりいただきまして、7として令和4年度ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」の入館状況であります。入館状況13万9,000人ということで、回復しつつある状況であります。

8として、後志観光連盟の理事会・総会・幹事会等、記載のとおりとなっております。

次32ページ目、9として羊蹄山管理保全連絡協議会の総会を倶知安町で開催しております。

その下10として、ニセコ山系観光連絡協議会総会、これは現在、木村岩内町長が会長ということで進めているものであります。

11として、第107回「温泉と健康フォーラム」ということで、国民保養温泉地協会の会長を仰せつかっている関係で、私も参加をして発言をさせていただいたところであります。

13として、第13回東京ニセコ会の総会が久しぶりに5月14日、東京で開催されたところあります。

その下14として、「支笏洞爺国立公園」の名称に羊蹄または羊蹄山を加えることの要望についてということで、4月19日に北海道環境事務所と北海道庁にそれぞれ羊蹄山麓町村長連名により要望書を提出してきております。なお、この「支笏洞爺国立公園」内の関係、例えば札幌市南区から登別市まで関係ありますので、それらの関係自治体につきましては京極町の当時の梅田町長が全市区町村を回って、こういった動きについて賛同いただいているところあります。今後時間がかかると思いますが、環境省に対して期成会等を通じて要請活動を行っていきたいと考えているところあります。

その下15として、冬季のタクシー不足に係る協議ということで、4月10日と27日にニセコ町役場、これは倶知安町でも同じくやっておりますが、それぞれ会議を開いているところあります。これにつきましては、国土交通省・北海道運輸局・北海道庁・北海道ハイヤー協会会長・札幌ハイヤー協会会長・東京の大手連合の会長さんにも来ていただきまして、ニセコ地域のタクシー不足解消について、関係機関を挙げて、今現在どういう支援といいますか形が将来持続するかという検討を鋭意進めております。可能であれば、この冬に一部解消ができるような取組をしまいたいと考えているところあります。

次に33ページ目、16・17として全国道の駅長サミットや全国道の駅連絡会の第14回理事会を、オンラインあるいはリアルでそれぞれ記載のとおり行っているところあります。現在、北海道の全国道の駅連絡会の会長を私のほうで仰せつかっておりまして、全国会議の理事も行っております。道

の駅は日本で最も優れている国土交通省の事業として評価をされている。しかし、残念ながら道の駅に対する特化した補助金・交付金がないものですから、これらについて新たな道の駅に対する支援策、補助交付金等の創設についての検討を、現在国の関係機関あるいは政府機関に対してお願いしているというような状況であります。今後も引き続き強力に、これらの要請活動を行っていきたいと考えております。

その下 18 として、公益財団法人日本交通公社からの職員出向ということで、中野文彦さんに 2 年間、商工観光課参事、併任発令で株式会社ニセコリゾート観光協会事務局長として仕事をいただいているところであります。

19 として、商工業の振興についてであります。①ポイントカード（綺羅カード）による消費振興策の取組状況ということで、①子育て支援事業、②ポイント 10 倍還元事業、③ポイントカードシステム利用端末整備事業、それぞれ支援を進めているところであります。34 ページ目、(2) として起業者等の支援事業についてということで、それぞれ記載のとおりこれまでの事業実績があります。令和 4 年度は実施件数 9 件ということで支援をさせていただいております。支援の条件としてはニセコ町商工会に加入していること、または加入することとなっております。

その下 20 としてニセコ商工会の関係、令和 5 年度ニセコ町商工会通常総会が 5 月 18 日、女性部と青年部もそれぞれ記載のとおり総会が開催されております。ニセコ町商工会の会員数は昨年まで毎年のように伸びておまして 207、そして令和 4 年度末が 215 ということで、商工会の皆さんのご尽力によって、引き続き会員数は増加傾向にあるという状況であります。

35 ページ目、21 として特定地域づくり事業協同組合制度勉強会の開催ということで、4 月 26 日に北海道中小企業団体中央会の方に来ていただいて、この事業協同組合制度の概要について説明を受けたところであります。本町にとって非常に有用な制度と思っておりますので、なるべく早く立ち上げて進めていきたいと考えているところであります。

22 として、羊蹄地域消費生活相談窓口の運営状況ということで、(1) ～ (3) 協議会の通常総会開催、相談受付状況記載等記載のとおりとなっております。(4) 会計検査の受検ということで、羊蹄地域消費生活相談窓口の運営に関して国から補助金が入っておりますので、これらの会計検査があったということであります。

23 として、羊蹄山麓季節労働者通年雇用促進協議会の総会が、書面で記載のとおり開催されております。

次 36 ページ目、24 として日本「持続可能な観光」地域協議会の令和 5 年度総会が 5 月 30 日にオンラインで開催されております。

次に都市建設課の関係であります。1 として健康・省エネ住宅を推進する国民会議、こちらは一昨年からかなり強力に、健康・省エネ住宅、いわゆる高気密・高断熱ですね、特に窓枠改修につきまして国交省を含めて各関係機関に要請活動を行っておりまして、昨年からは 4 省庁連絡会というのを進めておりまして、今回一部補正予算で窓枠改修について国の補助金が事業者に対して出るという制度もできましたし、現在、高齢者あるいは年金暮らしの人たちが 1 部屋だけ改修することについても国の支援をしてほしい、窓枠改修をするだけでも国の応援を欲しいということで、現在国交省含め

住宅局も相当なご理解をいただいておりますので、来年に向けて制度が充実していくのではないかと考えているところであります。

2・3として、全国道路利用者会議の定期総会・命と暮らしを守る道づくり全国大会が記載のとおりとなっております。

4として、ニセコ町営住宅入居者選考委員会が記載のとおり開催されております。

5として、景観条例に基づく協議状況、開発事業4件ということで記載してございます。

次37ページ目ではありますが、6として国土利用計画法に基づく土地取引の状況ということで、それぞれ表のとおりとなっております。

その下、上下水道課の関係であります。1として、宮田地区（里見）配水管漏水事故について、3月7日午後7時50分に発覚、内容につきましては記載のとおりであります。被害状況であります。配水管の仕切り弁調整時の3月4日午前1時から復旧作業終了の午前7時30分まで断水したということでありまして、断水の影響を受けた世帯は11件あり、夜間での発生であります。給水ポリタンクによる水の配布は5件分実施したというような状況であります。

2として、曾我地区（第1）配水管漏水事故、3月20日午前5時半に発覚ということですが、滝台地区のことですが、復旧工事を行った午前9時頃から午前10時頃まで漏水箇所の下流部で断水がなされておまして、断水の影響を受けた世帯は5件ですが、短時間の断水であったためポリタンクによる水の配布はなかったというような状況であります。

3として、ニセコ地区配水管破損事故について、5月18日午前10時40分発覚ということですが、今回の配水管破損事故は原因が民間工事会社にあるため、水道が漏れた分の水道料料金と上下水道課職員の時間外手当を当該当事業者に請求することとしております。なお復旧工事にかかった工事費については、直接水道事業者を支払うということにしております。これは藤山地区の場合であります。

その下、農業委員会の関係ですが、1として農業労務賃金協定協議会が3月22日に開催されました。内容につきましては記載のとおりとなっております。

次に39ページ目、3として山麓地区農業委員会協議会総会が5月10日行われております。

4として、ニセコ町グリーンパートナー推進協議会総会の開催ということで、新たな取組がいろいろなところで行われてきているということの状況も加味し、このグリーンパートナー協議会については解散するという都合形成がなされ、進められているとの状況であります。

その下、消防組合の関係であります。1として、消防記念日招集訓練が3月6日に開催されております。

2として、羊蹄山ろく消防組合議会定例会が3月24日に開催となっております。

次40ページ目ではありますが、4としてニセコ町婦人防火クラブの通常総会が4月10日、記載のとおりとなっております。

また一つ飛んでいただきまして、6として春の火災予防運動パレードが4月20日、町内一円において行われております。

その下の7、ニセコミライ地区の防火水そうの新設工事が記載のとおり進められているという状況

であります。

8として、ニセコ町少年消防クラブ結成式が5月27日、16人の子どもたちが参加をして行われております。

9として、消防避難訓練指導ということで、それぞれ記載のと通りの宿泊施設、それからニセコビレッジさんのエリア、また近藤小学校でそれぞれ行われております。

その下10として、救命講習についてということで、3月から5月の間、記載のとおりそれぞれ11回の救命講習が行われております。

11として災害出動について、これはニセコ支署出動分ではありますが、山岳救助出動・警戒出動・火災出動等、43ページ目の上段までそれぞれ記載のとおりとなっております。42ページの(6)火災出動、5月3日の午前中にニセコ町で火災がありました、午後からは(7)の火災出動ということで、これは近隣の消防団も含めてニセコ消防団も出動しておりまして、かなり大きな林野火災となったところであります。幸いには消防団員をはじめ、消防職員の尽力によりまして無事消化となっているところであります。(12)の火災出動、5月17日、朝ニセコで住宅全焼であります、これもニセコ消防団の皆さんも出動いただいて消火作業を行っていたということであります。

43ページ目の中段、12としてニセコ救急の出動先別出場状況につきまして、3月から5月分を記載しているところであります。

44ページ以降は、委託業務あるいは工事の関係の状況につきまして記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

これで、第4回ニセコ町議会定例会にあたっての行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により午前11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時02分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政報告の続きをお願いいたします。

教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） 教育長の片岡でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは第4回ニセコ町議会定例会にあたりまして、教育行政報告をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

1、教育委員会の活動ということで、(1)教育委員会会議等、①第2回定例会、3月6日に開催してございます。報告案件・議案につきましては、次年度に向けての町内の校長の人事内申ということで、本年近藤小学校とニセコ高校の校長が変わってございます。それから、ニセコ町立北海道ニセコ高等学校の学科転換等についてのご説明をして、審議をいただいたところでございます。②として第3回臨時会、3月24日開催。報告事項につきましては年度末ということで、次年度に向けての教職員

の人事異動、あるいは町の予算、教育委員会事務局庶務規程の一部改正、有島記念館館長の位置づけが今年度より変わったことに関連しての改正ということでございます。また、ニセコ町教職員住宅管理規程の一部改正につきましては、雪害等による被害等が多発しているということで、教職員の皆さんに対して適切な管理についてを規則等で改正したところでございます。また、ニセコ町通級指導教室実施要綱の制定ということでは、本年度よりニセコ町での通級指導学級を開始ということに伴っての改正でございます。議案につきましては教育委員会事務局組織規則の一部改正等、それに関連しての諸般、それぞれの規則の改正等が次年度に向けてということで、特に先ほど申しました有島記念館に関わる館長の位置づけに関連してのことが主なものでございます。③として第4回定例会、5月23日開催ということで、報告事項につきましては新年度ということで、それぞれ会計年度任用職員の任用、あるいはニセコ町教育支援委員会委員の委嘱、ニセコスタイルの教育推進委員会委員の委嘱と、それぞれ年度当初に様々な委員の委嘱等が記載されているところでございます。2ページのほうにつきましても、議案によりましてそれぞれの委員の選任、委嘱、任命等を会議に諮っているところでございます。④教育委員による学校訪問ということで、今年度上期としましては5月16日と23日の2回に分けて、昨年度より時間を長くして十分な意見交換・見学等を実施してございます。教育委員の皆様からは、コロナが明けて子どもたちの様子等、元気に活動している様子、それぞれ学校の困り感や学校での課題等についての意見交換をしたところでございます。

(2) 令和4年度第1回ニセコ町総合教育会議につきましては、町長主催の会議でございます。今年度の予算、子育て支援対策、あるいは子どもの居場所づくり等、ニセコ高校についての進捗状況等についてのお話と、教育委員会としての今後の取組についての意見交換をしたところでございます。

(3) 第1回後志管内市町村教育委員会教育長会議につきましては、年度初めの後志教育局からの指示・説明連絡等、教育局長あるいは次長等からそれぞれ説明がございました。

(4) 後志町村教育委員会協議会教育長部会第1回協議会が4月12日、倶知安で開催されております。昨年度の活動報告、5年度の活動計画、それから教育長部会構成、派遣役員等人事の変更に伴っての開催ということでございます。(5) 第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会が4月20日、リモート会議で開催されて、これからの高校づくりに関する指針等の説明・協議が行われたところでございます。出席者は記載のとおりでございます。

(6) 北海道教育委員会等の事務打合せということで、5月8日に道庁別館のほうに出向きまして、ニセコ高等学校の学科転換等について、道の教育長あるいは関連の局長課長等にそれぞれ説明等をして回ったところでございます。また、ニセコ高校の校長が京都から来たということもございまして、関係各課のほうに挨拶に行ったというところでございます。

(7) 令和5年度後志特別支援教育連絡協議会総会が5月にリモートで開催され、今年度の実施状況についての承認を得たところでございます。

(8) 後志町村教育委員会協議会教育長部会第2回協議会が5月24日、これは教育長部会であった積丹町の教育長が退任し副町長になったということに伴い、会長が欠員となったためそれを構成するというので、会長には喜茂別町の教育長、副会長には島牧村の教育長が就任してございます。また、教科書採択についての協議もしてございます。

(9) 令和5年度後志中地区教育支援協議会を5月30日、倶知安町で今年度の事業計画等について協議をしてございます。今年度は教科書採択等、小学校の採択の年度にあたりまして、今後関連する会議等が開催される予定でございます。

(10) 大学等との連携ということで、①小樽商科大学との包括連携協定の締結、3月28日にニセコ町民センターにおいて締結されてございます。これまで小樽商科大学は、町に対しても多方面でいろいろ協力をいただいているところでありますが、今回ニセコ高校との交流・連携を具体的に進めるということで、教育文化の振興・生涯学習の推進をはじめ、まちづくり全般について包括的に連携し、相互協力するというところでございました。②北海道文教大学との打合せということで5月12日、ニセコ町における国際理解教育等についてということで、今後いろいろな締結、既に包括連携協定を結んでいるところでありますが、具体的な取組としてどのようなことができるかということで、文教大学の国際交流センター長が訪問して対応したところでございます。③麗澤大学との包括連携協定の締結ということで5月15日、ニセコ町役場にて締結をしたところでございます。こちらについてはニセコ高校との連携・交流・人材育成を初め、広範な分野について包括的に連携相互協力するというところで、麗澤大学の教授とニセコ高校はこれまでも連携を図っていたところですが、幅広く町も含めた連携を模索するというところで、連携を締結したところでございます。ニセコ町としては大学がなく大学生もいないというようなことで、大学等の連携協定結ぶ中で大学生が地元での実地調査や、いろいろ学生が来たりすることによって、小中学生、高校生の進学意識の醸成だとか、いろいろなことで幅広く発信していただけることもありまして、積極的に大学等との連携を進めているところでございます。

次に4ページをご覧ください。2、学校教育の推進ということで、(1) 学校運営について、①卒業式につきましては記載のとおり、それぞれ実施されております。それから②入学式につきましても、記載のとおり入学生をそれぞれお迎えしているところでございます。③転入教職員辞令交付式、4月4日に開催されてございます。今年度24名の異動ということで、ニセコ小学校では10名の動きがあり、近年かなり多い人数ということになっています。それぞれの学校が新しい先生をお迎えして、鋭意教育に取り組んでいただいているところでございます。④参観日・授業公開につきましては記載のとおり開催されてございます。⑤学校行事等につきましては、春の遠足は近藤小学校が5月12日、ニセコ小学校については6月と聞いております。旅行的行事につきましては、コロナも明けてほぼ通常に開催実施されているところで、ニセコ中学校におきましては5月9日から11日まで関東方面へ行ってございます。2年生1年生もそれぞれ記載のとおり実施されてございます。⑥会議・研修、校長会議につきましては記載の期日におきまして開催されてございます。今年度特に学校経営とか情報交流をする中で、各学校の主体性を発揮していただくということでできるだけ協議の場をとって、先生方に考えていただいているところでございます。教頭会議につきましては、記載のとおり学校運営に関する協議・情報交流、教育委員会からの所管事項について説明をしているところでございます。⑦令和5年度、全国学力・学習状況調査が4月18日、5月8日に実施されてございます。既に各小中学校におきましては自己採点をし、それぞれ分析をしているところでございます。それに基づいて指導にあたっていると。全国の発表につきましては11月12月と遅くなりますけれども、自己採点の

結果を受けて取り組んでいるところでございます。昨年度もそうですが、おおむねニセコ小学校・中学校につきましては、全国平均もしくはそれ以上というような形で、一部教科においては下回っているところもございますけれども健闘しているところでございます。

(2) 児童生徒の状況、①児童生徒就学援助費の認定状況は、記載のとおり 47 世帯 75 人ということでございます。②在籍児童生徒一覧表ということで、本年 6 月 1 日現在ですけれども、昨年度に比べてニセコ小ではプラス 9、近藤小ではプラス 8 ということです。それからニセコ中学校プラス 2、ニセコ高校プラス 16 ということで、こここのところ増加傾向でございます。③特別支援教育を要する児童生徒と指導体制の状況でございます。特別支援学級、道費等での配置される教員が 7 名、町のほうで配置している特別支援講師が 5 名ということでございます。

(3) ニセコスタイルの教育施策の実施状況ということで、3 月 22 日に第 3 回コミュニティ・スクール委員会を開催し、令和 4 年度の活動報告、学校評価等を振り返ってございます。②コミュニティ・スクール意見交流会ということで 4 月 26 日、各学校・幼児センターの学校運営方針についての意見交流と、学校経営方針の承認ということをしてございます。(4) 教科書採択、第 4 地区教科書採択教育委員会協議会が第 1 回開催されております。令和 6 年度、小学校での採択に向けてということで進めてございます。5 月 24 日、留寿都村公民館で開催されてございます。

(5) 学校保健関係、①各種健康診断実施状況につきましては、記載のとおりそれぞれの診療科目等において実施されております。また、これから実施予定のものも含んでございます。②感染症に伴う学校閉鎖等につきましては、ニセコ小学校では 5 月連休後 6 月に向けて、コロナは収まっているんですけれども、インフルエンザがかなり流行って学級閉鎖に至ったということでございます。全国的・全道的にもインフルエンザの予防体制が弱まっていたという中で、大発生したというふうに考えられます。近藤小学校につきましてもそのような形で学年閉鎖、学校閉鎖に至っているところでございます。③フッ化物洗口実施状況につきまして、ニセコ小では昨年度から始めまして、今年度 1 年 2 年で記載のと通りの希望者が実施しているところでございます。

(6) ニセコ高等学校関係でございます。今年度の新入学生徒は 23 人で、ニセコ中学校からは昨年に比べ 4 名増えて 7 名ということでございました。今回ちょっと誤植がございまして、新潟市というところは新潟県新発田市と直していただければと思います。申し訳ございません。その 23 名のほかに 2 年生への転入学生が 2 人いたということでございます。タイと米国から来た方もなかなか日本語がうまくいかないというような形でありましたけれども、今後の状況を見据えて受入れを決めてございます。②入寮の状況ですけれども、現在 18 名が入寮してございます。③花苗の販売ということで 5 月 19 日開催してございます。昨年まではコロナでなかなか集まらなかったんですけど、今年度は 170 名ということで、完売となり大変好評だったということです。多くの方が並んでいるところが見られました。④校内意見発表会、日にちが 30 日になっていますが、5 月 23 日に訂正をお願いいたします。ちょうど教育委員の学校訪問のときに発表会を見せていただき、各学年 4 名、12 名で発表した結果として、最優秀賞の工藤さんほか 4 名の方が南北北海道大会に出場するという事です。大変積極的に発表し、前向きな意見が出されているということで、大変子どもたちの励みになっていると受け止めております。⑤各種大会参加状況ということで、北海道高等学校定体連後志地区大会につ

いて、卓球（留寿都村）、バスケットボール（ニセコ町）、バドミントン（倶知安町）、バレーボールは1校だけということで開催はございませんでしたが、それぞれでニセコ高校の生徒が活躍をし、多くの生徒が全道大会への出場権を得たということでございます。

（7）学校給食センター関係でございます。本町におきましては、第3子以降学校給食費免除の実施ということで、受理件数・免除件数等記載のとおりとなっております。次9ページをご覧ください。具体的には昨年度より、町費負担としては40万円ほど増加してございます。そういう中で町から支援をいただいているところでございます。

次に3、子育て支援、幼児教育・保育の推進ということで、（1）子育て支援・子どもまちづくり関係、春の子ども集いの広場2023ということで、4月29・30、5月3～5日の長期休日に、保護者の就労等により子どもの保育ができない家庭を対象とした預かり保育を、NPO法人ニセコ未来サポート隊に委託して実施しているところでございます。延べ人数44名の利用でございます。②日本ユニセフ協会のCFCI委員会へのリモート会議に、こども未来課長が参加してございます。③ファミリーサポートセンター利用状況です。登録者が利用会員52名、子ども78名、協力会員44名という状況で、4月5月の利用状況につきましては記載のとおりでございます。

（2）幼児センター関係につきまして、園の行事ということで、ひなまつり・リズム発表・お別れ会等記載のとおりとなっております。②園児の健康安全、尿検査が記載の期日に行われております。また、フッ化物洗口につきましては5歳児22名、今年度から4歳児についても導入するというところで21名の希望があったところでございます。③入園児童の状況、幼児センターについては合計で156名ということで、昨年度より9名減という状況になってございます。次、11ページをお開きください。④預かり保育の状況ということで、記載のとおりとなっております。

（3）子育て支援センター関係につきましては、5月31日現在、登録者が36世帯34名ということです。①子育て支援センター利用状況につきましては、記載のとおりとなっております。②一時保育の状況、それから③休日保育の状況につきましても記載のとおりとなっております。

12ページをご覧ください。（4）放課後事業関係、①ニセコこども館につきましては、6月1日現在の登録者数が84名ということですが、実際にはそのときに登校しない児童生徒もいますので、現在特に問題は起きてはございません。若干定員を超えて登録をしているところでございます。②放課後子ども教室につきましては、そこに米印で記載してございますが、今年度より町民学習課所管をこども未来課所管へと移管をしてございます。開催日につきましては、これまで金曜日の近藤小学校での開催を市街地での開催にいたしました。そして近藤小とニセコ小学校両校が月曜日金曜日の2日間を利用できるようにして、それぞれ利用できる日にちを増やすという形で、登録人数が62名、近藤小9名ニセコ町53名で実施しているところでございます。次に、4、社会教育・社会体育の推進につきまして、（1）社会教育活動、①第3回社会教育委員会議が3月3日開催されてございます。第3次ニセコ町子どもの読書活動推進計画について、あるいは令和4年度の活動報告及び令和5年度の活動計画について、審議していただいたところでございます。次13ページをお開きください。②少年体験事業として、ニセコみらいラボ、小学3年生4年生を対象としたミニチャレンジを3月22日に開催してございます。③寿大学の開講式及び4月学習会、自治会総会が4月20日、ニセコ町民セ

ンターで開催されてございます。開講式にあたりまして、町長のほうから講話をいただいているところでございます。また、運営委員会が5月15日に開催されて、今後実施される研修旅行について協議してございます。

(2) 文化・図書活動について、有島記念館事業として、春から初夏の藤倉英幸展、田園散策 Part2、有島武郎没後100年記念事業を、4月22日から7月9日まで開催予定でございます。②有島記念館事業利用者の状況ということで、3年度と4年度の入来場者数を記載してございます。次に14ページをご覧ください。③学習交流センター「あそぶっく」の状況です。入館者数、開館日等については、それぞれ記載のとおりとなっております。令和3年度に比べ入館者数は若干増えてございますが、図書貸出し数は増えてはいなかったということでございます。④あそぶっく活動の状況ということで、令和4年度はそれぞれ複数回開催されているところをまとめてございます。14ページから15ページにわたって記載されておりますのでご覧ください。⑤ニセコ町文化協会活動状況、第1回役員会が4月26日に開催されてございます。総会が5月12日に開催され、昨年度の事業報告・決算報告、5年度の事業計画・予算案等について協議をしているところでございます。⑥文化財の保護につきましては記載のとおりとなっております。

16ページをご覧ください。(3) 社会体育・スポーツ活動、ニセコ町体育協会活動状況につきましては、役員会が4月21日に開催され、令和4年度の表彰者の選考、令和5年度評議員会議事内容ほかについて審議をしております。表彰式が5月23日に実施されまして、最優秀特別スポーツ選手賞にブイチック龍馬君、以下記載のとおり個人・団体が表彰されてございます。また、令和5年度評議員会が5月23日に開催されてございます。②第41回ニセコマラソンフェスティバル実行委員会の第1回が3月30日、これまで中断していた分かなり準備に時間を要するというので、3月から取り組んでいるところでございます。第2回が5月26日に開催されてございます。最後のページでございます。具体的にこれからもニセコマラソンについては取り組んでいく状況でございます。③ニセコ町スポーツ推進委員会議、第1回が5月12日開催されてございます。委員長・副委員長の選出、5年度の事業計画、ふれあい町民運動会の種目の検討等審議されてございます。④令和4年度町内児童生徒スキーリフトシーズン券助成事業の実施状況ということで、記載のとおり利用数についてはシーズン券が305枚、購入者数が238人ということございました。⑤冬季北海道・札幌オリンピック・パラリンピック招致活動について、5月15日に札幌市のスポーツ局長が来られて、進捗状況について話を聞いたところでございます。⑥今年度の町民対象スポーツ行事の予定ということで、既に開幕運動公園のほうでは先般開催されたところでございます。7月2日にはふれあい町民運動会、7月23日は全町ソフトボール大会、9月17日に第41回ニセコマラソンフェスティバル、11月26日には全町9人制バレーボール大会ということで、今年度はできるだけスポーツ活動、文化協会等の活動につきましても、コロナが終息の兆しということで全面的に実施する方向で取り組んでいるところでございます。

以上、第4回ニセコ町議会定例会にあたっての教育行政報告とさせていただきます。

○議長（青羽雄士君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 報告第1号から日程第7 報告第3号

○議長（青羽雄士君） 日程第5、報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についての件から、日程第7、報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての件まで3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、よろしくお願ひいたします。

この報告第1号から第3号までは、地方自治法の規定に基づきまして、町が資本金などの2分の1以上出資している法人について、経営状況を説明する資料を提出するというものでございます。また、本年3月に設立をいたしました株式会社ニセコ雪森考舎につきましても、6月末決算のため、今回の議会での報告はございません。

議案の4ページでございます。読み上げます。

報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、ニセコ町土地開発公社の令和4年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月6日提出、ニセコ町長 片山健也。

このご報告のほか、別に土地開発公社解散に関する議案を後ほどご審議いただきますが、ここでは令和4年度の経営状況のみ報告をいたします。

6ページ以下は経営状況報告書となっております。6ページの項番1、令和4年度の事業報告でございます。(1) 事業概要といたしまして、既に土地造成事業は終了し、本年度は管理業務のみを行いました。(2) 事業費に関する事項ということで、一般管理費としてよ、9万4,000円の支出をしております。(3) 理事会の開催状況でございますが、令和4年5月17日に記載のとおり開催をしております。項番2の令和4年度の財務諸表及び財産目録の承認について、次ページ以降に記載をしております。まず7ページ、損益計算書でございます。3の販売及び一般管理費のみの支出で、旅費・余剰地草刈りの役務費・公租公課費、合わせて9万4,000円の支出。4事業外収益は受取配当金が300円。これによりまして、当期純利益は9万3,700円の損失ということでございます。8ページ、貸借対照表でございます。資産の部は現金及び預金・完成土地の減価分、これは分譲後の調整地でございます。これに出資金を合わせ、資産合計が799万7,269円となります。負債の部は、3月31日現在の税の未払い金7万円。資本の部では、基本財産として町からの出資金500万円、これに前期繰越準備金を加え、当期損失を差し引いた792万7,269円が資本の合計でございます。これに先ほどの負債、未払税7万円を加えた合計が799万7,269円となります。9ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書、会計年度期間の資金の増減を表しております。こちらは記載のとおりでございます。10ページは財産目録、11ページから12ページは収益・原価・有価証券・資本金の各明細でございます。こちらにも記載のとおりでございます。13ページをお開きいただきたいと思います。文字が小さくて恐縮でございます。現在、土地開発公社がっております土地の明細書でございます。上の表の(1)はさくら団地の宅地で、分譲後の調整地、いわゆる余剰地ということでございます。

そのみが現在財産として持っているということでございます。14 ページは余剰地の販売原価表、それから 15 ページは流動資産・固定資産・開発公社決算書でございます。16 ページは注記事項、17 ページは令和 4 年度決算を踏まえた監査報告でございます。18 ページは役員の名簿ということになってございます。

報告第 1 号については、以上でございます。

続きまして、日程第 6、報告第 2 号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についてでございます。議案の 20 ページをご覧くださいと思います。

報告第 2 号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社キラットニセコの令和 4 年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長 片山健也。

めくっていただきまして、21 ページをご覧くださいと思います。まず、令和 4 年度の事業経過報告の 1 総括でございます。ニセコ駅前温泉綺羅乃湯は、平成 13 年 6 月 1 日のオープン以来 21 年を迎えました。指定管理者としては令和 2 年 4 月 1 日から 6 期目に入っております。当期は感染症の行動制限の解除とともに来館者が大幅に増加し、入館者は平成 13 年の開業以来、2 番目となる 13 万 9,064 名となりました。

項番 2 売上げについては、全体で 7,229 万 5,000 円。対前年比 149.3%となりました。

22 ページ、項番 3 経費については全体で 6,909 万 5,000 円。節約に努めてまいりましたが、燃油高騰などで対前年比 121.8%増となっております。

23 ページの中段、収益事業報告でございます。1 の入館使用料から、24 ページ 6 の委託収入まで、柱となる売上げの詳細を報告しているものでございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。次に、24 ページ中段から 25 ページ上段まで、ニセコ町予算による改修工事などの内容を記載してございます。総額 2,148 万 7,000 円ほどの実績となります。

25 ページ中段、給付金・支援金・権利金事業報告についてですが、26 ページ中段までコロナ関連の支援金、町からの燃油高騰等に対する補助給付金、電気自動車急速充電器権利金などをまとめて報告してございます。

続いて、同じページのイベント・キャンペーンの関係です。綺羅乃湯におけるイベント・キャンペーンの実施は集客増につながる大切な取組となっておりますが、27 ページにかけてコロナ禍対応をしつつ実施をしている内容でございます。

続きまして 28 ページ、こちらは売上げ実績の詳細でございます。

29 ページ、貸借対照表でございます。表の 1 番下、資産の部合計、それから負債及び純資産の部合計ともに前年比 607 万 7,239 円増の 2,840 万 2,646 円となりました。

30 ページ、損益計算書でございます。売上の大幅増加はありました。ただし、燃油や様々な販売費などの大幅な高騰で、町からも支援を行い、表の 1 番下、当期利益は最終的に税引き後 115 万 2,821 円の黒字決算となったところでございます。

31 ページ、販売費及び一般管理費合計 6,909 万 5,423 円。こちらの内訳ですけれども、大きく前

年と比べて増減のあったものとして項目の下から10行目、入浴消耗品費が新たなシャワーヘッドをつけたということもありますが、320万円ほどの増となっております。その3つ下、水道光熱費が390万円ほどの増額でございます。

32ページ、株主資本等変動計算書でございますけれども、1番右の純資産は、今期の利益が115万2,821円増となりましたので、期末において1,679万869円となっております。

33ページ、監査報告につきましては、決算をもとにご承認をいただいております。最後に34ページには、5月1日現在の役員・従業員と組織図を掲載しております。

報告第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして36ページ。日程第7、報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についてでございます。

報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ニセコリゾート観光協会の令和4年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月6日提出、ニセコ町長 片山健也。

7ページをご覧くださいと思います。経営状況報告でございます。1 営業概況でございます。

(1) 令和4年度はコロナ禍から緩やかな回復の年となりました。ニセコ町も外国人客でスキー場が賑わう光景が戻りました。一方、観光産業では人材不足が顕在化し、コロナ禍以前の完全な回復にはまだ時間を要するものと考えられます。(2) 経営状況ですが、売上げ収入は2年連続の増加となりました。補助事業等による営業外損益を加え、税引き後の最終的な当期純利益は410万8,000円の黒字ということで終わりました。

2 各事業部の営業状況ですが、ニセコリゾート観光協会はビュープラザを拠点とする本社事業部に3グループ、ラジオ局に放送事業部1グループ、合わせまして4つのグループで事業展開をしております。事業部ごとの説明については、(1) 本社事業部が37ページ下から42ページまで、それから(2) 放送事業部が43ページから48ページまで、それぞれ詳細に報告をしておりますので、記載のとおりということをご覧くださいと存じます。

それから49ページ、こちらは会社の概要といたしまして、本社事業も放送事業も含め、現在観光協会全体として行っている業務をまとめた表でございます。

次に50ページ、貸借対照表でございます。資産の部の合計、それから負債及び純資産の部合計ともに前年比828万8,943円増の8,454万3,919円となりました。

51ページにお進みいただきたいと存じます。損益計算書でございますけれども、令和4年度は発注売上高が2億4,451万4,902円、それから売上原価を差し引いた売上総利益は9,206万3,308円。これから販売費及び一般管理費を差引き、コロナ関連支援を含む営業外収益を加えるなどし、最終的には一番下410万8,285円の利益という結果でございます。

続きまして52ページでございます。販売費及び一般管理費ですが、合計で前年度比1,400万1,340円増の9,791万5,169円となりました。

53ページでございます。株主資本等変動計算書でございます。一番右上の期首の純資産が5,523

万 9,560 円、これに当期の純損益 410 万 8,285 円を加え、期末の純資産は 5,934 万 7,845 円となりました。

54 ページは個別注記表、それから 55 ページから 60 ページにつきましては、参考資料としてニセコリゾート観光協会の本社事業部と放送事業部のおおのの貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費を記載してございます。これは本社事業分と放送事業分の経理内容の透明性確保のために、参考までにご報告としてつけているということでございます。

61 ページ、今期決算に関する監査報告でございます。

62 ページ、4 月 1 日現在の役員名簿及び従業員でございます。

報告第 3 号に関する説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、報告第 1 号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

これより、報告第 2 号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○3 番（高木直良君） 22 ページ、一番下のほうに非常用発電機の活用という記述がございます。その中で非常に成果があったという記述です。繁忙期あるいは初の試みで週末などに活用することによって料金を抑える、経費を抑えることができたという報告だと思います。この中でコジェネという言葉が出てきて、私も当初綺羅乃湯にコジェネを導入する目的の中で、環境面でCO<sub>2</sub>削減に貢献するという取組の一環と記憶しております。ここで書かれておりますのは、その上の④LPGのところも関係しますが、LPGを使うこと、燃料と同時に発電をすると電力消費に回せるということで、全体としてCO<sub>2</sub>削減に貢献するものという理解でございました。実態としてはここに書かれておりますように、LPGの値段の急上昇ということで、これをできるだけ使わないようにするという事になったかと思えます。そういう意味では今後非常用電源を活用することによって、通常の運転といいますか、営業のときにはLPGを使う場面はもうないということになるのか、あるいは値段によっては引き続き活用していくのか、その辺についてご説明していただければありがたいと思います。導入目的と現状の関係で、今後どのようにするのかお尋ねいたします。

○議長（青羽雄士君） 阿部課長。

○商工観光課長（阿部信幸君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。今回非常用発電機を使ったというのは、ここに記載のとおりLPGの単価が上がってきたということの部分と、非常用発電機ですので災害が起きたとき普段から使えるような、ある意味訓練も含めてというか、慣れるという

ことも含めての利用と伺っております。それで総体的に最大需要電力量を抑えることによって平均的に電力を抑えることができたということで、ここには記載させていただいております。今後、非常用発電を使ってLPGを使わなくなるのかということに関しましては、非常用発電機を使ったというのは特異な部分での使用ということでございますので、平常の中では今後も使われていくものと考えているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） LPGの活用とそれに伴うコジェネの活用は、今後もありうるというふうに今聞いたんですけど、そのような解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 阿部課長。

○商工観光課長（阿部信幸君） はい。そのようにお考えいただいて結構かと思えます。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） ちょっと補足をさせていただきます。コジェネを使うのは、これからも今までと同じように使わせていただくんですが、ただ電力のお金が相当上がってきているという状況があるので、その中で基本料金がこのピークをちょっとでも超える、次の月からもものすごく料金が上がってしまうというような、そういうルールの中で電力を利用しているので、お客さんがたくさん来て電力を相当使うという状況になったら、そのピークをどうしても超えそうになるというところが出てくるので、そこにちょうどこの非常用発電機を活用すると、そのピークを超えずに何とか電力が賄えるということですから、その辺のバランスをとりながら運営をさせてもらっているということを書いている旨でございます。これからLPG、その他を使わなくなるということではございませんので、そこをご説明を申し上げておきたいと思えます。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより、報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） 各事業部門があり、本社事業部と放送事業部ということであります。これはずっと続いてきたことだと思うんですけども、感想めいた意見なんですが、リゾート観光協会の中で放送部門を引き続き維持していくということについてのメリットについて、お考えを補足的にご説明いただければしていただきたいと思えます。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 取締役でもありますので、私のほうから報告をさせていただきます。まずもってラジオ部門というのは、観光協会の後にできた組織といいますか、形でございます、その際例えばニセコ町役場の直営という形においては、放送部門は法律によって直営ができないというこ

とになっておりますので、そこでまず観光協会に入るという形で、今本社事業部と放送事業部を合わせて観光協会という形で実施をしております。その上で、一緒にあることのメリットということでございますが、これまでもその辺のところはいろいろ話し合ってきましたが、基本的にはラジオ部門は今3名でございまして、なかなか一生懸命やっておりますが、時間的なことも含めて相当厳しい状況の中でやっております。できればそういうところを、本社事業部との中で協力体制をもっと強化して、人数がたくさんいるという組織の中でのいろいろな役割分担ですとか、こちらお願いしますとかそういうようなことをですね、できるようになっていきたいという形で考えております。そういう人数のメリットですとか生かせるような組織体制としてやっていければ、一緒になっているメリットがあるのではないかと考えております。例えば、今経理部門もそれぞれ分けて動いているということも過去からの経緯であるのですが、できればそういうものも一本化した中でやれば、その辺のところ効率的になるのではないかとこの考え方もしているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） そういう人事面での流動性といいますか、助け合って少ない人数全体を効率的に活用したいというお話だと思います。現状では必ずしもそこまではできていないということでもよろしいのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 失礼しました。最初にスタートした時点で、それぞれ別の組織というか別の活動だということで、きっちり分けたスタートになっておりましたので、独立してそれぞれやれるという状況に今でもなっているのですが、メリットを生かすという意味においてはそのような交流も含めたことができるのが一番いいかなと思っております。スタートの時点のやり方が今も踏襲しているというような状況でございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

前原議員。

○5番（前原孝植君） ニセコリゾート観光協会本社事業部の損益計算書につきまして質問させていただきます。56ページ、こちら売上収入が1億8,494万円に対して、商品仕入高が1億5,184万円となっておりますが、原価率からいくと75%80%になっています。通常の会社で原価率はだいたい30%ぐらいだと思うんですが、こちらどのような商品を仕入れて、どのような売上げになっているのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 観光協会の売上につきましては、まず旅行業での売上、ビュープラザでの物販、ニセコ駅での駅業務、ラジオ部門での広告収入、それから町等からの受託収入が入っているということでございます。売上の収入が1億8000万なかの中、商品仕入れが1億5100万なかの中ということで、この利益がどうなっているかということでもよしかったかと思っておりますが、一番売上の中でたくさん占めているのはビュープラザでの物販ということなんですけど、これは仕入れという形ではなく、例えば150円で売るものを100円で仕入れて販売しているという形ではなくて、おおむね委託販売で売れたらそのパーセンテージ分だけをいただくというような形で売上げを立てています。

ですので、一番大きなところについてはそういう形で、そこがいわゆる仕入れ率といいますか、そういうところを下げているという構造になっております。以上です。

○議長（青羽雄士君） 前原議員。

○5番（前原孝植君） この売上収入と商品仕入高の明細の開示は可能でしょうか。つまり町からの委託が何%であって何%委託しているか。それと先ほどの道の駅での販売の利益が何%あるのか、そういう具体的な詳細が知りたいのですが。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 開示は可能でございます。ただ、ここに用意してるということではないもんですから、細かいものについてはどうしましょう、後ほどお知らせする形ということでよろしいでしょうか。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

この際、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前12時05分

再開 午前12時55分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第8 報告第4号から日程第10 報告第6号

○議長（青羽雄士君） 日程第8、報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についての件から、日程第10、報告第6号 令和4年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についての件まで、3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、引き続きよろしくお願ひいたします。

日程第8、報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についてでございます。議案の64ページでございます。

報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について。

ニセコ町情報公開条例第42条の規定により、ニセコ町情報公開条例の令和4年度運用状況について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月6日提出、ニセコ町長 片山健也。

65ページにお進みいただきたいと存じます。運用状況報告書でございます。1の情報公開請求件数

は76件でございました。

2、請求年月日・請求内容・公開の区分・請求先・担当課については、65ページから73ページに記載をしたとおりでございます。

73ページにお進みください。下段3でございますが、不服申立ての状況はございません。

それから、74ページ、4、審査会開催状況についてということで、令和5年2月10日に開催いたしました。

個人情報保護条例の改正に伴い、これまで別々に設置していた情報公開及び個人情報保護審査会を一本化する条例を制定したため、この審議を行いました。報告第4号についての説明は以上でございます。

続きまして、日程第9、報告第5号 旧ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告についてでございます。76ページでございます。

報告第5号 旧ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告について。

旧ニセコ町個人情報保護条例第53条の規定により、旧ニセコ町個人情報保護条例の令和4年度の運用状況について、別紙のとおり報告する。

令和5年6月6日、ニセコ町長 片山健也。

77ページでございます。個人情報保護条例の前に「旧」とありますのは、4月1日施行で条例改正があったため、旧条例施行時の状況をご報告するというものでございます。

報告書でございますが、1から4、開示・訂正・是正の請求・不服申立てについて、令和4年度は実績なしということでございまして、近年これらの実績はないという状況でございます。

それから5、個人情報の目的外利用について3件、78ページ上段の外部提供が1件ということで、内容はご覧のとおりでございます。

6、審査会の開催状況でございますが、令和5年2月10日に審査会を開催をいたしました。内容は国・地方自治体等が別々の法律や条例によって取り扱ってきた個人情報を、同一の法の規律で扱うこととなったことから、これに対応すべくニセコ町個人情報の保護に関する法律施行条例、令和5年4月1日施行でございますが、これらについて説明及び意見徴収を実施ということで審査会を開いたということでございます。

報告第5号については以上でございます。

続きまして、日程第10、報告第6号 令和4年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。議案の80ページでございます。

報告第6号 令和4年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条の規定により繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。

令和5年6月6日提出、ニセコ町長 片山健也。

81ページでございます。ここに記載した一般会計で3つ、下水道会計で1つの合わせて4つの事業については令和4年度内に補正をし、実施した事業でございます。令和4年度内にその支出が終わらない見込みのため、令和5年度に繰越して引き続き実施をする事業ということでございます。ここ

でお示しする計算書は地方自治法に基づきまして、歳出予算の翌年度への繰越しとして既に議決を経ている事業でございます。改めてここでご報告する理由は、この繰越明許費について翌年度5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会、これは今回の議会でございますが、次の議会に報告するというルールのためでございます。事業名・金額等については記載のとおりでございます。令和5年度への繰越額は一般会計合計で3,131万9,000円。財源内訳として特定財源が3,040万3,000円、一般財源が91万6,000円。下の公共下水道事業特別会計では翌年度繰越額2,310万円、特定財源が2,305万円、一般財源が5万円という内訳でございます。事業の詳細については3月定例会でご説明をさせていただいております。いま一度ご確認をお願いいたします。

報告第6号に関する説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） 今回情報公開の資料が出されておりますけれども、全体で76件、公開が50件となっております。私ざっとですけども、内容、名称ですね、公文書の名称ということでざっと見たところ、一貫して一つのテーマ、課題に絞られてるような関連情報について請求があったのではないかと判断いたしました。それでお答えできる範囲で結構なんですが、こういった情報開示請求の前にですね、これに関して何らかの窓口での相談とか苦情とか、そういうものがあつたのではないかとちょっと推定しました。そういう事実があつたかなかつたか、お答えできる範囲で結構ですのでよろしくお願ひします。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） 私、今企画環境課ですが、当時都市建設課にございましたので、私からお答えさせていただきたいと思ひます。実際のところ令和4年1月に団地の募集ということで本人が来まして、個人情報に関係もあるのでなかなか難しい部分もあるんですが、情報公開ということの請求なので、あくまでも請求をいただいた以上はそれについて町として回答しないとイケないということもあり、これだけ多くの質問があつて、それについてはしっかりと回答させていただいたという経緯があります。本人いわく、団地になぜ入れないのかという部分を知りたいということでした。我々の町で決めている、例えば長寿命化計画やニセコ町の住生活基本計画、いろんな計画に基づいて団地の計画もその中に含んでおまして、ただ入居に関していろんな取決めがあるもんですから、その関係についてしっかりと町としてお答えをさせていただいたという経緯があります。それからはこのように情報公開の請求がないという状況になってます。よろしいでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 今のお話ですと、障害を持たれている方の公営住宅への入居に関わる相談の延長上の情報開示請求だったと解釈いたしました。それでよろしいでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 黒瀧課長。

○企画環境課長（黒瀧敏雄君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

報告第5号 旧ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより、報告第6号 令和4年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

#### ◎日程第11 承認第1号から日程第15 承認第5号

○議長（青羽雄士君） これより、日程第11、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度ニセコ町一般会計補正予算）の件から、日程第15、承認第5号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）の件まで5件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、少々長くなりますがよろしくお願いたします。

日程第11、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度ニセコ町一般会計補正予算）でございます。左上に承認第1号とある横長の冊子をご用意いたします。

承認第1号から第4号までは令和4年度一般会計予算及び特別会計予算の専決についてですけれども、決算に向けて大きな予算増減を整理することで収支を見通し、基金取崩しの解消といった財源調整、あるいは新たな基金の積立てなどを行う令和4年度の最後の補正となります。なお、この補正後の予算が令和4年度最終予算ということになります。

最初に今回の専決処分につきましては、令和4年度一般会計補正予算の全体像について説明をいたします。お配りいたしました補正予算資料No.1の5ページをお開きください。こちらに歳入歳出がございますが、まず歳入についてです。一番上の町税につきましては、決算見込みによる2億1,000

万円強の増額。それから上から4つ目の地方交付税額も1億600万円ほどの上ぶれ。下から4つ目の国・道支出金については事業確定による減額。下から3つ目の繰入金については4億5,800万円あまりの減額で、当該金額分を基金からの繰入をせずに済んだと、貯金を取り崩さずに済んだという金額でございます。次に歳出についてでございますが、一番上、役場旧庁舎解体工事などを含む公共事業から、下から4つ目の国・道の施策までの各種事業実績による減額。その下、繰出金・負担金は特別会計への繰出金や広域連合への医療給付費負担金等の実績による増額。その下、将来の財政需要に備えて各種基金への積立金を計上してございます。これらの実績に基づく予算額の整理、それから財源の調整を行った結果、歳入歳出それぞれ1億6,200万円の減額補正をということになってございます。

それでは議案の説明をさせていただきます。

承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和5年6月6日提出、ニセコ町長 片山健也。

議案の次のページが令和5年3月31日付の専決処分書でございます。

その次のページを読み上げます。令和4年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和4年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億6,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億568万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月31日、ニセコ町長 片山健也。

議案の6ページから、「第1表 歳入歳出予算補正」の内訳でございます。歳入が6ページから8ページ、歳出が9ページ10ページに載せてございます。

それから12ページでございます。「第2表 地方債補正」でございます。これは左欄に掲載した事業について、起債、いわゆる借金でございますが、起債をして令和4年度に実施した事業でございます。最初に掲載している消防庁舎再整備事業とは、消防庁舎建替え予定の用地に建ておりました旧役場庁舎の解体費用になります。令和4年度当初、起債の変更前の限度額を1億4,200万円としておりましたが、入札減や設計変更などの実績から、右の欄のとおり限度額を1億660万円に減額をしてございます。以下15ページにかけて全14件の事業について、その実績により起債の限度額を右欄のとおり減額としてございます。なお、このほかにも令和4年度に実施した起債事業がございますが、起債の金額等に変更がない事業はここに掲載してございません。このほか地方債については、68ページにも全ての起債の現在高に関する調書を掲載してございます。こちらについては後ほどご覧を

いただきたいと存じます。

16 ページにお戻りいただきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入を載せてございます。17 ページの歳出ですが、今回の補正額、一番下の左から3行目、合計1億6,200万円の減額。この財源内訳でございますが、国・道支出金7,564万5,000円の減額、地方債4,960万円の減額、その他特定財源1億8,167万8,000円の減額、一般財源では1億4,492万3,000円の増額という構成になってございます。

それでは歳出より説明をいたしますので、47 ページをご覧くださいと存じます。なお、表の一番右側の説明欄に記載のない事項につきましては、表中央の欄「財源内訳」の変更でありまして、歳入の補正予算に伴う財源充当の変更のみとなっておりますので、こちらについても詳しい説明を省略させていただき、財源調整として報告をいたします。この財源調整につきましては、例えば予算よりも多く収入が入ったもの、基金を繰入れなくてよくなったもの、中には収入が見込みより少なかったものなどがありますが、そういった場合に活用する言葉としてご理解をいただきたいと思えます。また、今回は歳出においておおむね40万円以上の増減について補正をするというものでございます。

1 款 1 項 1 目議会費は全体で115万円の減額。コロナ禍の影響で、会議や行事の縮小などによる減額ということでございます。

48 ページ、2 款総務費、1 項 1 目は全体で311万3,000円の減額。普通旅費については、特別職及び職員旅費のコロナ禍でオンライン会議への切替えなどによる減、その下特別旅費は2件程度見込んでおりました被災地支援について、福島県国見町への支援のみで1回分の減ということでございます。その下の通信運搬費は執行残です。

3 目交通安全費の光熱水費48万4,000円の減額は、町内交通安全灯電気料の執行残。

4 目基金積立金の24 節は全体で3,480万9,000円の増。一番上のスポーツ振興基金積立金はスポーツ振興のための財源として、公共施設整備等基金積立金は新庁舎などの公共施設の将来的な維持管理の財源として、積み立てるというものでございます。その下、減債基金積立金は新庁舎建設の起債、いわゆる借金の償還財源でございます。その下、交通遺児育英基金積立金は交通遺児教育費用を援助するための財源、ふるさとづくり基金積立金は寄附実績による予算を超えた部分の増額補正、森林環境譲与税基金積立金は交付実績による補正でございます。別冊の補足説明資料がございまして、この2 ページにただいまご説明をいたしました基金を含む、基金全体の残高推移をまとめてございます。後ほどご参考としてご覧いただきたいと存じます。

議案に戻りまして48 ページの一番下、6 目企画費は全体で846万4,000円の減額。49 ページ、8 節普通旅費については、任期で退職した国際交流員の帰国旅費が国内異動となったことによる減額。その下、手数料とふるさとづくり寄付返礼業務委託料は、いずれもふるさと納税に関する実績の減ということでございます。その下、バス路線維持費補助は蘭越からニセコ駅までの福井線について、コロナの影響で北海道の補助が追加的に該当になったことにより、ニセコ町からバス会社への補助金が減額したものです。まちづくりサポート事業補助については、補助の申請後にコロナ禍で主催者がイベントを中止したということによる減。それからデマンドバス運行事業補助は実績の減です。

7目地域振興費は全体で2,029万9,000円の減額。7節その他謝礼は、全国から応募が来る地域おこし協力隊の面接時の来庁費用の一部を謝礼で支援していますが、ウェブ面接に切替えたということによる減額。その下、地域おこし協力隊活動募集支援業務委託料と活動費補助は、協力隊の採用が少なかったということによる減額でございます。

8目自治創生費は全体で1,234万円の減額。12節委託料の地域資源活用に向けた体制構築・実証試験業務委託料は、3月に設立をいたしました森林関連のニセコ雪森考舎について、リース予定であった森林整備の機械が年度内に届かず、業務内容を縮小したことによる減額でございます。その下、地域公共交通最適化検討業務委託料は福井で実施している助け合い交通について、他地域への展開に至らず執行残となりました。地域公共交通最適化検討実証運行事業補助は、スキー場と市街地を結ぶ冬季間のバスが過去最高の乗車数となり、運賃増による補助の減ということでございます。

9目財政管理費、18節の北海道市町村備荒資金組合負担金8,000万円の増。こちらは将来の災害等に備えた積立てを当該組合に負担金として支出し、積み立てるための増額補正でございます。

11目庁舎管理費、50ページ10節光熱水費60万6,000円の減額は、新庁舎の光熱水費の実績減でございます。

12目14節町有住宅営繕工事も実績の減。

13目職員厚生研修費は全体で227万4,000円の減。8節特別旅費はコロナ禍での研修機会減少によるものです。その下、総合健診検査手数料は職員の受診数の減によるものでございます。

15目町民センター費、10節光熱水費141万円の減は電気料の執行残でございます。

16目地域コミュニティセンター費から19目地籍調査費は財源調整でございます。

20目調査等整備費は全体で3,391万8,000円の減額。消防庁舎再整備基本計画策定業務委託料とその下の役場旧庁舎解体工事となっております、これはいずれも入札残ということでございます。

一番下の21目10節印刷製本費は、封筒などの事務用品の節約による執行残。

51ページに移ります。23目新型コロナウイルス特別対策費は全体で433万円の減額。18節の商品券発行事業は、コロナ禍の経済対策として実施をした執行残ということでございます。その下、中学校の修学旅行は利用交通機関の変更による執行残。高齢者等生活補助は事業実績の減でございます。

24目臨時特別給付金事業費は全体で1,138万3,000円の減。通信運搬費及び臨時特別給付金については、価格高騰緊急支援として実施した給付金事業の実績残でございます。

2項徴税費、2目22節の過誤納等を還付金309万3,000円の減額。収益低下による税を還付する法人が予定より少なかったということによる減額でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目18節北海道自治体システム協議会負担金51万6,000円の減は、戸籍システムに関連する機器設置費用の実績残でございます。

4項選挙費については財源調整でございます。

52ページ、3款1項1目社会福祉総務費は全体で1,869万円の減。12節健康診断委託料から19節介護給付等給付費まで、事業の実績による減でございます。27節国民健康保険事業特別会計繰出金は、国民健康保険制度に関する国からの通知に基づく一般会計からの繰出金で、実績による減でございます。

2目老人福祉費は全体で417万6,000円の減。配食サービス事業委託料から2つ下の高齢者声かけ支援事業委託料までも実績による減です。53ページ一番上の後志広域連合負担金は介護保険事業の実績減。

3目後期高齢者医療費は全体で1,700万2,000円の減額。

それから、2項児童福祉費は全体で560万8,000円の減額。これも事業実績による減額でございます。

2目児童福祉施設費については財源調整。

54ページでございます。4款1項1目27節簡易水道事業特別会計繰出金は、特別会計の安定化を図るため一般会計から繰り出すお金で、事業実績により1,310万1,000円の減額でございます。

2目予防費は全体で1,973万5,000円の減額。7節新型コロナワクチン接種協力謝礼は、町内医療機関において休診日などに接種を実施する場合の謝礼でございますが、実績による減でございます。その下、10節は接種に関わる消耗品の減。12節新型コロナワクチン接種業務委託料は、町内外の医療機関で接種を受けたニセコ町民分の委託料。妊婦健康診査業務委託料から19節の子ども向け定期予防接種扶助までは各事業実績による減でございますが、下から3行目の自動車借上料については、ワクチン接種に関し移動困難者のタクシー料金の借上げということで計上しているものの減でございます。55ページ、不妊不育治療費扶助も実績減でございます。

3目18節合併浄化槽設置整備事業補助は家庭等の浄化槽設置の支援ですが、18基分の予算が14基という実績となったことによる減。

4目ニセコ斎場費は財源調整。

7目環境対策費は全体で136万3,000円の減額。8節及び12節共に執行残及び入札残ということでございます。

2項2目塵芥処理費は財源調整。

56ページでございます。6款農林水産業費、1項農業費は全体で746万1,000円の減額。まず3目18節農業次世代人材投資資金は新規就農者への交付金でございますが、当初予定者が見込みより少なかったということによる減でございます。

5目草地管理費は財源調整。

6目農地費、18節明暗渠掘削特別対策事業補助は畑などの排水路の整備費の補助でございます。農業用水路補修事業補助は水利組合に対する補助、農業用水路等用地確定支援事業補助は測量費用の補助、中心経営体農地集積促進事業交付金は地域農業の中心的役割を果たす農業者に農地を集積するための事業です。これら4つの補助は全て実績による減ということでございます。その下、24節国営緊急農地再編整備事業基金積立金1,000万円は、全町で行われている農地の基盤整備について、国営事業が完了しますと後に町の負担金による支払いが始まりますので、後年の財政負担に備えた基金の積立てでございます。

10目18節経営継承・発展等支援事業補助は経営を継いだ農業者への支援で、申請予定者の減による実績減ということでございます。

11目18節完熟堆肥流通促進事業補助は堆肥センターの堆肥流通に対する支援で、これも実績減。

2 項林業費は全体で 175 万 9,000 円の減額。57 ページに移動いただきまして、1 目 18 節豊かな森づくり事業補助は植林事業、2 目 12 節間伐事業委託料、いずれも事業実績による減ということでございます。

58 ページ、7 款 1 項 1 目の商工業振興費は全体で 200 万 9,000 円の減額。18 節の商工業振興事業補助は商工会活動全般にわたる補助、その下、にぎわいづくり起業者等サポート事業補助は新規店舗の出店などへの支援でございまして、いずれも実績による減です。

2 目観光費は全体で 597 万 2,000 円の減。8 節普通旅費は実績の減、その下、12 節ニセコ駅前案内標識看板更新業務委託料から、2 つ下のニセコビュープラザ再整備測量調査設計業務委託料までは、事業内容の精査及び入札結果による減額でございます。18 節ニセコ観光圏協議会負担金は、倶知安・蘭越・本町で協議して実施する広域観光事業の経費でございますが、出席会議や研修はオンラインに変更するなどし、事業実績による減額。その下、地域活性化起業人事業負担金は国による民間人派遣支援制度を財源とし、役場を経由して民間会社から観光協会に派遣する社員について年度内に変更、いわゆる交代があったため、かかる費用が減額となり補正するというものでございます。その下、観光振興事業補助は観光協会主催イベントの支援ですが、コロナ禍での中止を受け減額となりました。

一番下、3 目 18 節羊蹄地域消費相談体制運営負担金は、羊蹄山麓 7 町村で組織する消費トラブルの相談窓口について、国からの補助金増額を受け、本町の負担金が減額したということによる補正でございます。

59 ページ、8 款 2 項 2 目道路維持費は全体で 398 万 4,000 円の減。14 節の道路補修費は実施がなく皆減でございます。その下、道路排水施設補修工事及び道路補修用原材料も実績減ということでございます。

3 目除雪対策費は全体で 477 万 5,000 円の減額。10 節光熱水費につきましては道路のロードヒーティング電気料使用の実績。その下、看板等維持材料につきましては、滑り止め用砂箱等の購入が不要になったためでございます。その下、生活用道路除雪費補助は一定条件下の私道除雪支援ですが、予定より申請が少なかったということでございます。その下、除雪機械等運転免許取得支援事業補助は運転手不足解消のための支援ですが、要望がなく全て減額でございます。

4 目 14 節町道中学校通延伸工事 132 万 9,000 円の減は、工事内容の変更によるもの。

それから、5 目橋梁維持費は全体で 374 万 6,000 円の減。12 節の橋梁点検改修設計業務委託料と橋梁改修工事も事業実績による減額。

一番下、3 項河川費、60 ページに移動いただきまして 1 目 14 節護岸改良工事 87 万 8,000 円の減額は入札による減。

4 項公園費から 5 項都市計画費は財源調整でございます。

中ほど、6 項 1 目 27 節公共下水道事業特別会計繰出金 188 万 7,000 円の減額は、特別会計で実施している公共下水道事業の実績減に伴う一般会計側の繰出金の減額。

それから 7 項住宅費、1 目及び 2 目は財源調整、3 目 18 節環境負荷軽減モデル集合住宅整備事業補助 720 万円の減は、当初申請予定数に対する実績による減額でございます。61 ページ、10 款 1 項 2 目 8 節特別旅費 47 万 1,000 円の減は、ニセコスタイルの教育に関する教育、教職員研修につい

てコロナ禍による中止で減。

3目教職員住宅費は財源調整。

4目教育諸費全体で563万4,000円の減額。13節バス借上料はスクールバス及び学校行事利用バスの利用実績の減。その下、コンピューター機器備品は授業等で活用するコンピューターの購入の入札減。

2項小学校費、1目学校管理費、10節光熱水費75万円の減は電気料の価格上昇を見込んだ予算でございましたが、価格上昇が見込みより小さかったための減額。

2目教育振興費は財源調整。

3項中学校費、1目光熱水費84万2,000円の減は、こちらも小学校同様、価格上昇が見込みより小さかったということで減です。

2目教育振興費、19節要保護準要保護生徒就学援助費扶助94万4,000円の減額は、経済支援が必要な家庭への支援が予定より実績が少なかったということでございます。

62ページ、4項高等学校費、1目8節特別旅費100万9,000円の減は、高校改革の先進地視察についてコロナ禍で中止したということによる減でございます。

2目高等学校管理費は全体193万9,000円の減。10節燃料費は高校校舎燃料の効率的利用を徹底したことによる減。光熱水費は小中学校同様、電気料価格の上昇が見込みより小さかったということによる減額。3目教育振興費は全体で679万2,000円の減。18節生徒通学費補助は通学日の減。それから、寮生の帰宅交通費支援の実績の減ということでございます。高校修学旅行の補助はコロナ禍により海外を国内に切替えたことによる減額でございます。

4目宿舍管理費は全体で122万2,000円の減。10節光熱費、その下の賄材料費はいずれも実績の減。

5項幼児センター費は財源調整。

6項1目社会教育総務費は全体で287万2,000円の減。

63ページに移動いただきまして、6項社会教育費、1目社会教育総務費、7節放課後子ども教室安全管理者等謝礼は、当該教室の安全管理者2名のところ実績として1名となったことによる減。バス借上料は少年洋上セミナー事業や寿大学事業の未実施による減額。18節文化協会事業補助はコンサートの中止。青少年交流事業も中止による執行残でございます。

2目有島記念館費、10節光熱水費はエアコン・展示室照明の抑制等により、電気料の執行残。

3目学習交流センター費は財源調整。

7項1目は全体で354万4,000円の減。7節各種スポーツ大会賞品はふれあい町民運動会のこと。その下、ニセコマラソンフェスティバル大会補助は中止による減額ということでございます。

2目体育施設費については財源調整。

3目給食センター費は全体で129万4,000円の減額。光熱水費と賄材料費は実績です。

4目総合体育館費、10節燃料費は12月の補正予算時点より燃油の単価が下がったということによる執行残。

64ページ、5目運動公園費、10節光熱水費は適度な雨量があり、芝管理用の水道使用が少なかつ

たということによる減額でございます。

65 ページ、11 款 2 項 1 目土木施設災害復旧費は全体で 1,198 万 3,000 円の減。11 節災害復旧手数料から一番下の災害復旧原材料まで実績による減額です。

66 ページ、12 款公債費、1 項 1 目元金は財源調整。それから、2 目利子は全体で 246 万 9,000 円の減額。22 節町債償還利子は令和 3 年度末の起債借入について、定率で行うことができたということによる減額補正。一時借入金利子は収入支出状況を的確に把握するなど資金運用を効率的に実施し、借入期間を短くできたということにより、利子の支払いを抑制できたための減額ということでございます。

それから 67 ページ、13 款 1 項 1 目 23 節予備費 280 万 5,000 円の減額は実績による減です。

歳入にまいります。18 ページをお開きください。1 款町税、1 項町民税、1 目個人、1 節現年課税分 7,642 万 2,000 円の増は、景気の回復傾向に伴い、個人所得が当初見込みより増加したためでございます。その下の 2 節滞納繰越金 26 万円の減額は、現年度分の徴収強化の効果により、滞納繰越額が減少したためでございます。

2 目法人、1 節現年課税分 2,493 万円の増額は、景気の回復傾向に伴い法人の週収益が当初見込みより増加したためでございます。

2 款固定資産税、1 目 1 節現年課税分 6,766 万 4,000 円の増。こちらは課税、収納実績による増でございます。

3 項軽自動車税、1 目環境性能割、1 節現年課税分 37 万 6,000 円の増は課税対象者台数の増。

その下 2 目種別割、1 節現年課税分 131 万 4,000 円の増は、軽自動車の課税収納実績による増額でございます。

4 項町たばこ税、19 ページに移動いただきまして、1 目 1 節現年課税分は 816 万 2,000 円、これは実績の増でございます。

5 項入湯税、1 目 1 節現年課税分 3,244 万 3,000 円の増は、観光入り込み需要の回復により、入湯客が当初見込みより増加したということでございます。

20 ページ、2 款地方譲与税から 28 ページ、10 款地方特例交付金までは、各項目の額の確定による補正でございます。

29 ページ、11 款地方交付税、1 項 1 目 1 節特別交付税は 1 億 672 万 1,000 円の増額補正で、地域おこし協力隊の増員、地方創生推進交付金事業、特殊財政需要額の増額などが要因でございます。

30 ページ、13 款 1 項 1 目 1 節ニセコども館運営費負担金 66 万 6,000 円の減。こちらは当初見込みより、年度途中から家庭の事情や方針による利用児童が減少したことによる減額でございます。

2 目 1 節幼児センター保育料 110 万 5,000 円の減額は実績によるもの。その下、広域保育所入所市町村負担金 95 万 1,000 円の増は、例年に比べ他町村からの広域入所児童数が多かったということによる増額でございます。

31 ページ、14 款使用料及び手数料、1 項 1 目 1 節町民センター使用料 589 万円、2 目 1 節火葬場使用料 32 万 4,000 円の増は実績によるもの。

3 目農林水産業使用料、1 節装置使用料 57 万 6,000 円の減額は流牧頭数の減による減額。

5目教育使用料、3節有島記念館入館料87万8,000円は、予定より入館者が減ということの実績で  
ございます。

2項手数料、1目1節地籍証明手数料20万4,000円の増、2節税務証明手数料、これらは発行実績  
によるものです。

2目民生手数料、1節在宅老人支援手数料32万1,000円の減も実績によるものです。

3目衛生手数料、1節ごみ処理手数料112万9,000円の減額は、指定ごみ袋の購入枚数が減少した  
ことによるものでございます。

33ページ、15款国庫支出金、1項1目1節保険基盤安定負担金から3節未熟児養育医療国庫負担  
金は、国負担分の給付実績等により負担金が起債の増減となったということでございます。2節児童  
手当負担金334万1,000円の減額は対象者の減。その下、未熟児養育医療国庫負担金57万1,000円  
の増は令和3年度精算分の実績による増。

3目新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金488万4,000円の減は、ワクチン接種委託  
料に対する財源となる国庫負担金の実績の減ということでございます。

2項国庫補助金、1目1節は全体で2,272万9,000円の減で、社会資本整備総合交付金からマイナ  
ンバーカード交付事務費補助金まで、補助事業の実績による増減を補正するというものでございま  
す。

34ページ、2目民生費国庫補助金、1節障害者地域生活支援事業費補助金387万7,000円の減か  
ら、子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金は事業実績による増。

3目衛生費国庫補助金、1節循環型社会形成推進交付金67万6,000円の減は、浄化槽の設置補助の  
実績でございます。その下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,008万7,000円  
の減額は、接種体制確保事業の財源となる国庫補助金について交付決定による減額。

4目土木費国庫補助金は全体で682万8,000円の減。1節社会資本整備総合交付金の減額は、道路  
橋梁費補助金及び住宅費補助金についてでございます。その下の農村漁村地域整備交付金について  
も、事業費の額の確定に伴う増減を補正してございます。2節住宅費補助金、社会資本整備総合交付  
金の増は、本通団地4号棟の屋根の防水工事の事業料が増加したということによる増額。

5目教育費国庫補助金、1節特別支援教育就学奨励費補助金17万2,000円の減は対象者の減によ  
るものでございます。

6目農林水産業費国庫補助金、1節経営継承・発展等支援事業補助金100万円の減も対象者の減に  
よる実績でございます。

35ページ、3項委託金、1目2節中長期在留者居住地届出等事務委託金23万8,000円の増額、そ  
の下、2目国民年金事業費委託金15万円の増額、その下3目、国営土地改良事業委託金96万6,000  
円の増、いずれも事業の額の確定による増額でございます。

36ページ、16款道支出金は全体で1,620万1,000円の減額。1項道負担金、1目1節保険基盤安定  
負担金から38ページの国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区換地業務委託料79万4,000円まで、  
道補助金及び委託金の実績により、起債の負担金及び補助金の増減を補正してございます。

39ページ、17款財産収入は全体で62万5,000円の増。1項1目1節町有地貸付料は貸付件数の増

加によるもの。教職員住宅貸付料は実績による減。

2項財産売払収入、1目1節町有地売払収入と立木売払収入はいずれも実績による増額補正でございいます。2目1節有島記念館物品売払収入は、感染症まん延による来館者、イベントの減少によりオリジナルグッズの販売が落ち込んだということによる減額。その下、国営事業客土材売払収入は国営農地再編整備事業による客土材売払手数料の確定による減額補正でございいます。

40ページ、18款1項2目1節指定寄附50万円は前回3月の補正以降、教育・スポーツ振興、子育て環境整備に新たなご寄附をいただいたことによる補正。2節企業版ふるさとづくり寄附金は3月補正以降、計3件170万円の寄附があったことに伴う増額補正。それから、これらの増額について充当した事業は、共感がつなぐ多様な連携による持続可能なまちづくり推進事業、及び持続可能なニセコ共生循環の森林づくりを実施する地域商社推進事業に充当するというところでございいます。

41ページ、19款繰入金、1項基金繰入金は全体で4億5,888万5,000円の減額。当初は右の説明欄に記載している財政調整基金繰入金から、一番下の庁舎建設基金繰入金まで5つの基金を取崩して、各種事業に充当すべく歳入に繰入する予定でございましたが、決算見込みから基金繰入を全額または一部解消しています。基金の取崩しをせずに済んだということでございます。

42ページ、20款1項1目1節前年度繰越金1億723万1,000円で、令和3年度からの繰越金の実績でございます。

43ページ、21款諸収入、3項貸付金元利収入、1目1節高額療養費貸付金収入は貸付実績がなかったということで全額減額です。

4項受託事業収入は全体で358万6,000円の減。1目1節健診事業受託収入から、2つ下の2目1節健診事業受託収入まで、対象者及び対象経費の減による補減額補正。

5項雑入は全体で2,419万7,000円の減額。4目2節給食費収入から備荒資金支消金まで実績による減額でございますが、特に一番下の備荒資金については、本町も参画する北海道備荒資金組合に災害時に活用するための積立てをしておりますが、これを取崩すことを支障と呼んでおりまして、決算においてこれを取崩さずに済んだということでございます。44ページ、牧草売払代金は実績減。その下、23節雑入は全体で181万5,000円の増は実績による増減額の補正ですが、下から3つ目、ようお願い地域広域消費生活相談窓口運営受託収入については、コロナ禍で国の補助が増額した分、本町が羊蹄山麓7町村から受託する収入が減額したということでございます。

45ページから46ページ、22款町債において、入札執行残など事業費の減額、補助金等の特定財源の確定による事業費の確定によりまして、各事業債を借入実績に合わせて減額補正するというものでございいます。減額は全体で4,960万円ということでございます。

承認第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 説明を中止してください。

この際、議事の都合により、午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時08分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長（山本契太君） それでは日程第12、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和4年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）についてでございます。69ページです。

承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和5年6月6日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページでございます。令和5年3月31日付の専決処分書でございます。

次のページ、読み上げます。

令和4年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和4年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ231万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,440万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日、ニセコ町 片山健也。

次のページをご覧くださいと思います。74ページ、第1表 歳入歳出予算補正から76ページまで記載のとおりでございます。

77ページ、歳入歳出補正予算の事項別明細書総括の歳出でございますが、今回の補正額全体で231万5,000円。増減の財源内訳については、その他財源で544万1,000円の減額。一般財源で773万2,000円の増額ということでございます。82ページの歳出からご説明をいたします。1款1項2目18節後志広域連合負担金です。本町の国民健康保険事業は本町も含め、後志16町村で組織する後志広域連合が実施主体、保険者となっており、かかる医療費などの経費を町が保険税として私たち町民から徴収し、それを負担金として後志広域連合に納めております。このたびはこの広域連合の収支が確定したことにより、町負担金を546万5,000円減額補正するというところでございます。

83ページ、3款1項1目24節国民健康保険基金積立金は国保会計の歳入歳出情報状況を勘案いたしまして、860万円を積み立てるものでございます。

84ページ、4款1項1目22節保険税還付金82万円の減額は実績による減額。

続きまして、歳入の説明でございます。78ページに移動していただきたいと思っております。1款国民健康保険税、1項1目1節医療給付費分現年課税分247万5,000円の減額から、一番下の5節後期高齢者支援金分滞納繰越分6万2,000円の減額まで、収入見込みにより全て減額計上となっております。

79ページ、3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金については、全体で299万2,000円の減額補

正でございます。保険基金安定繰入金から未就学児均等割保険料繰入金まで、事業実績による補正でございます。

2項1目1節国民健康保険基金繰入金については、国保会計の決算見込みから242万5,000円の減額補正となり、基金からの繰入を全額解消いたしております。

80ページ、4款繰越金については、令和3年度会計が確定したことによる前年度繰越金76万3,000円の増額補正。

81ページ、5款諸収入、3項1目1節後志広域連合過年度精算還付金1,357万円について、令和3年度の精算により広域連合から還付金があり、これを増額補正するというものでございます。

承認第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第13、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）についてでございます。85ページです。

承認第3号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和5年6月6日提出、ニセコ町 片山健也。

次の86ページが専決処分書、3月31日付でございます。

それから87ページ、令和4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

令和4年度ニセコ町の簡易水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,986万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,789万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月31日、ニセコ町長 片山健也。

88・89ページの「第1表 歳入歳出予算補正」から、90ページのみ飛ばしていただきまして、91ページまでは記載のとおりでございます。

92ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書の歳出でございますが、今回の補正額、全体で1,986万6,000円の減額。この内訳は国道支出金37万4,000円の減額、地方債1,490万円の減額、一般財源4,459万2,000円の減額でございます。このページの特に地方債1,490万円をご記憶いただきまして、90ページにお戻りください。

90ページの「第2表 地方債補正」でございます。令和4年度の簡易水道事業を実施するにあたり、左欄の簡易水道事業債と公営企業会計適用債の2つの起債、いわゆる借金をしておりますが、年度初めでございますが、変更前は左に書いた借入金の限度額を予定しておりましたが、令和4年度事業の実績によりまして右に書いた限度額まで減額変更いたします。変更前の額の合計と変更後の額

の合計の差額が、先ほどご協議いただきました1,490万円の減額ということになります。なお、関連する地方債の詳細は後ほどご覧いただきたいと思います。103ページの調書も載せてございますので、よろしくお願いいたします。

では、歳出から説明します。99ページでございます。1款1項1目12節システム開発委託料93万4,000円の減額。令和6年度から企業会計に移行する簡易水道事業については、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の対象となるためシステム改修作業を行いました。作業内容の見直しによる減額でございます。

100ページ、2款1項維持管理費、1目では合計で150万円の減額。右欄の光熱水費は電気料金値上げに対応し、昨年12月に総額補正、その後国による電気料金軽減措置が実施されたことによる減額でございます。その下の量水器、各家庭などに町が量水器を設置しておりますが、新規物件を対象に当初90台見込んでいましたが36台の実績となり減額でございます。

それから101ページ、3款1項1目12節、全体で896万1,000円の減額。精密水質検査委託料及び水道施設移動揚水試験業務委託料はいずれも市街地の水源確保のため新たに掘削した井戸に関するもので、水質検査委託料の減額は最初の水質試験結果が悪かったことで、以後の水質試験を取りやめたこと、また、当該井戸の揚水調査、水を汲み上げたということですね、揚水調査実施時におきまして、近隣の民間井戸の水量に影響が出たため、揚水試験を取りやめをいたしました。そのための減額補正ということでございます。その下、水道水源電気探査業務委託料はニセコ地区、字ニセコでございますが、こちらの新たな水源確保のための調査業務。水道施設実施測量設計業務委託料は市外地区配水管更新工事に向けた設計業務、市街地区簡易水道配水施設再整備基本設計業務委託料は字羊蹄にある市外地区水道施設拡張のための設計で、いずれも設計積算の精査及び入札執行残ということでございます。その下14節の工事請負費は、全体で751万8,000円の減。曾我地区簡易水道配水管更新工事は老朽化した水道管を耐震化に更新するもの。水道設備更新工事は各施設の減圧弁・滅菌施設水位調整弁など、耐用年数が過ぎた機器類の更新。市街地区簡易水道配水管更新工事は、老朽化した市街地区の配水管を国道5号の有島三差路付近から、町道羊蹄近藤連絡線付近までの布設替え。送水ポンプ制御盤改修工事は曾我第2配水池送水ポンプ・自動制御盤等の改修工事。いずれも設計積算の精査及び入札執行残ということでございます。

102ページ、5款1項2目28節予備費98万9,000円の減額は、予備費の活用がなかったということによるものでございます。歳出の説明は以上でございます。

次に歳入の説明でございます。93ページをご覧いただきたいと思います。

1款1項1目1節現年計量給水使用料金は、水道使用料の収入額が当初見込みより増えたことに伴う296万8,000円の増額。

94ページ、2款1項1目1節簡易水道事業国庫補助金は、曾我地区配水管更新事業費及び宮田地区配水管更新事業費の確定に伴い37万4,000円の減額。

95ページ、3款繰入金については、簡易水道事業特別会計の事業費確定に伴い1,310万1,000円の減額補正。

96ページ、4款1項1目1節前年度繰越金50万2,000円の増は、前年度の実績による増額。

97 ページ、5 款諸収入では消費税還付金が発生したことに伴う 503 万 9,000 円の増額です。

98 ページ、6 款町債では 5 つの簡易水道事業債の合計 1,340 万円。こちらについては、いずれも事業確定に伴うものでございます。

その下、2 節の公営企業会計適用債 150 万円の減額は起債額の確定に伴う減額。

承認第 3 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 14、承認 第 4 号でございます。専決処分した事件の承認について（令和 4 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算）についてでございます。105 ページです。

承認第 4 号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 4 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めます。

令和 5 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページが 3 月 31 日付けの専決処分書。 109 ページ、令和 4 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。

令和 4 年度ニセコ町の公共下水道特別会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,480 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,501 万 9,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 31 日、ニセコ町 片山健也。

次のページでございます。110 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正からご覧いただき、112 ページは飛ばしてもらって、113 ページまでは記載のとおりでございます。

114 ページ、歳入歳出補正の事項別明細書総括の歳出でございますが、今回の補正額は全体で 1,480 万 6,000 円の減額。こちらの財源内訳につきましては国道支出金が 213 万 1,000 円の減額、地方債が 1,180 万円の減額、一般財源で 87 万 5,000 円の減額という内訳でございます。特に地方債の減額については 112 ページにお戻りいただき、第 2 表 地方債補正でございます。令和 4 年度の下水道事業を実施するにあたり、当初限度額 3,320 万円で起債、いわゆる借金を借りるという予定でしたが、実施実績によりまして 1,180 万円減額し、限度額を右欄のとおり 2,140 万円に変更しております。これにより関連する地方債の現在高については、123 ページに調書として載せてございますので、後ほどご覧ください。

それでは、120 ページの歳出でございます。1 款 1 項 1 目 18 節下水道会計料金収入事務負担金 38 万 3,000 円の減額。先ほどの簡易水道事業と同じく、下水道会計についても令和 6 年度から企業会計に移行するため、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の対象となるため、システム改修作業を行いました。回収作業内容の見直しによる減額ということでございます。

121 ページ、3 款 1 項 1 目 14 節工事請負費は全体で 1,393 万 2,000 円の減額。公共下水道汚水管渠新設工事はニセコみらい街区、運動公園の近くでございますが、こちらに 50 メートルほど布設した

管渠新設工事の執行残でございます。その下、公共下水道汚水枘設置工事は本通の住宅一戸の新築工事に伴う汚水枘設置の執行残。下水道管理センター機器設備更新工事は、管理センターにある汚水破砕機1台の更新、それから汚水を圧送するために駅前に設置したポンプの更新、及び当該ポンプを制御する制御盤の更新工事における執行残でございます。

122ページ、5款1項1目28節予備費50万円の減額は、活用案件がなかったことにより全額減額といたします。

続いて歳入について、115ページをご覧ください。2款1項1目1節現年下水使用料の収入が当初見込みより増えたということにより、53万5,000円の増額。

116ページ、3款社会資本整備総合交付金213万1,000円の減額は、事業費の額の確定です。

117ページ、4款1項1目一般会計繰越金は、下水道会計の決算による繰入金188万7,000円の減額でございます。これにより、令和4年度の繰越金は総額で1億3,571万9,000円となります。

118ページ、5款繰越金では前年度繰越金47万7,000円の増額。

それから119ページ、7款1項1目1節は2つの公共下水道事業債、いわゆる借金の合計1,180万円の減額。こちらについてはいずれも事業確定に伴う減額でございます。

承認第1号から第4号の説明は以上でございます。

なお、国民健康保険事業、簡易水道事業、公共下水道事業の3つの特別会計については、補正予算資料No.1に補正の枠組・内訳等を取りまとめてございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、日程第15、承認第5号 専決処分した事件の承認について（令和5年度ニセコ町一般会計補正予算）でございます。改めて申し上げますが、この専決処分は本来議会のご承認をいただいて実施をするというところでございますが、事業を始めるまでに議会を開く暇がないということから、地方自治法第179条の規定によりまして町長が専決をし、事業を開始、その後この議会で承認を求めるという内容でございます。

それでは議案を説明いたします。

承認第5号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の出金結処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和5年6月6日提出、ニセコ町長 片山健也。

127ページが5月23日付の専決処分書でございます。

それから129ページ、令和5年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和5年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ139万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億5,339万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月23日、ニセコ町長 片山健也。

議案の130ページから、第1表 歳入歳出予算補正の内容でございます。歳入が130ページ、歳出が131ページ、132ページが歳入歳出補正予算の事項別明細書総括の歳入、それから133ページが歳出でございますが、ここに書かれている今回の補正額は、一番下の左から3行目でございます。合計139万8,000円でございますけれども、財源については全額一般財源ということでございます。

では135ページをお開きいただきたいと思います。7款1項1目観光費、14節建物解体工事22万円につきましては、アンヌプリ森林公園に設置している東屋が、今冬の積雪により屋根の一部が倒壊し、かつ木造東屋のため倒壊部分以外も経年劣化をしております危険であるため、また延命利用も期待できないということ、さらに冬季の屋根の雪下ろし作業などを踏まえた維持管理状況を鑑みまして、東屋全体を解体撤去するという費用でございます。その下、17節の一般備品29万8,000円でございますが、こちらは東屋撤去後に移動可能なベンチテーブルを2組設置をいたしまして、これは冬季は倉庫で保管するという予定ですが、利用者の休憩場所を確保するための費用ということでございます。

続きまして、最後のページ136ページです。10款4項1目高等学校総務費、18節地域みらい留学負担金88万円。こちらはニセコ高校を全国に広く周知をし、留学生を募る活動を行うための負担金でございます。一般社団法人地域教育魅力化プラットフォームが主催する都道府県の枠を超えた高校進学を全国的に支援する活動、ここでは地域みらい留学と言っておりますが、これに本町も参画するというもので、この活動には全国105校、道内11校が参加しております。負担金の内訳としては、Web・SNS・メールマガジンなどによる全国広報、オンライン合同説明会への参加3回、学校個別相談、予約制対面個別相談などがございます。本町としてはこの参画により、令和8年度からのニセコ高校の総合学科への転換に向けた、早い段階からの認知度向上を図る予定ということでございます。なお、6月上旬に開催される最初のオンライン合同説明会に参加したく、このプラットフォームへの参画を含め、議会でご審議をいただく暇がないことから専決処分とさせていただきます。9月に開催される東京対面合同学校説明会に参加する旅費については、後ほど補正予算の際に上程をし、ご審議をいただくという予定でございます。

続きまして歳入でございます。134ページ、20款1項1目1節前年度繰越金139万8,000円。ただいまご説明した歳出に対応する費用を繰越金で賄うというものでございます。

承認第5号の説明は以上でございます。

なお、この令和5年度の専決については、補正予算資料No.2のほうで補正の枠組・内訳等をまとめてございますので、こちらも後ほどご覧いただきたいと思います。

これにて、承認第1号から第5号に関する説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） 1点だけお聞きしたいと思います。39ページ、17款財産収入。不動産売払収入のうち立木売払収入89万8,000円。これと歳出のほうの57ページに町林造成費の中に間伐事業委託料がありますが、これらは関係性があるかないかお尋ねしたいと思います。間伐によって木材が発生しますけれども、そのことと39ページの立木の売払収入と関係があるのか、それ自体は全く関係ないのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 山田参事。

○農政課参事（山田浩二君） 39ページの立木売払収入と先ほどの間伐事業の委託料の関係なんですけども、この場ですぐ回答ができないので、一度確認してお答えしたいと思います。よろしく願います。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

篠原議員。

○9番（篠原正男君） 32ページ、ごみ処理手数料112万9,000円の減額となっておりますけれども、この減額の内容をもうちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 篠原議員の質問にお答えをしたいと思います。令和4年度については減ったと。ごみ処理の量自体については増えてるんですけども、これについては買ってすぐ使う使わないっていうのがありまして、ごみの袋を4年度に町民の方が買ったのが実績として減ったという中身でございまして、ごみの処理が増えた減ったというよりも、買ってそれを4年度に使えば当然イコールですけども、それを後年度に使ったり、3年度に使わなかったものを4年度に使ってことで、その辺の整合性はありません。実績で減った、購入数が減ったという形になってます。以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 内容については分かりました。そこでもう一度お伺いしたいのは、ごみ処理料と件数、それから手数料としての袋の枚数の整合性をどこでキープしているのか。過去には足りなくて、緊急に補正したという例も確かあったように私は記憶してます。ですから、購入される方の管理については難しいかもしれませんが、全体量をやっぱりどこかでしっかりコントロールしていかないと、なかなか難しいのかなと思っておりまして、その辺についてはどのようになさっているでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） これにつきましては、商工会のほうでごみ袋の販売の委託をやっていただいてまして、町民センターにある在庫を管理をしていただいているんですけども、その都度在庫を見て少なくなったら買って下さいということで、いま管理をしている状況でした。しかし、今までは単価契約ということで頼まれた枚数を買うという形でしたが、今年度については単価契約じゃなくて、何万枚を契約するという形で1年間の購入枚数が決まっています。そのあとタイミングで、当然保管する場所とかもあるので、話し合いながら今在庫が空いてるよっていうので5000枚発注して入れましょかっていうような感じで管理をしています。それで実際の枚数の管理で足りなくなるといったことがないように、早め早めにお話をして発注をかけているというような状態でございます。以

上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

これより、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和4年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） ちょっと私の解釈が間違ってるかどうかあれなんですけど、全体として感じたことなんですけれども、税金として落ち込んでる部分と一般会計からの繰入を減額している。それから、広域組合のほうからの還付金が雑収入で1,357万円入ってきていると。一方で支出のところ、基金として新たに860万の積立てが計上されております。それでこういった動き、数字の動きですね、歳出歳入の動きを全体として評価した場合に、国民健康保険税の会計としては良好な方向に向かって、私はちょっとそういうふう感じたんですけども、そのような解釈でよろしいのか。補足的にご説明いただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまの高木議員のご質問にお答えしたいと思います。ニセコ町の国民健康保険会計につきましても赤字決算ということもなく、また、一般会計からのルール外の繰入もございませんので、非常に良好な状態で進んでいると評価できます。また、基金につきましても順調に今積立てが行われている状況ですので、何らかの緊急的なもの、これ具体的に言いますと、例えば現状でニセコの国保の方が大きな病気にかかった、高額医療費が多額にかかるなどの場合にも十分対応できる分の蓄えがあると考えておりますので、現状でニセコ町の国保会計は良好という評価で問題ないと思います。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について(令和4年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)の件は承認することに決しました。

これより、承認第3号 専決処分した事件の承認について(令和4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)の質疑に入ります

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分した事件の承認について(令和4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)の件は承認することに決しました。

これより、承認第4号 専決処分した事件の承認について(令和4年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算)の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なしの声あり」)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分した事件の承認について(令和4年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算)の件は承認することに決しました。

これより、承認第5号 専決処分した事件の承認について(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については、討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分した事件の承認について(令和5年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は承認することに決しました。

◎日程第16 議案第1号から日程第27 議案第12号

○議長(青羽雄士君) これより、日程第16、議案第1号 農業委員の選任についての件から、日程第27、議案第12号 農業委員の選任についての件まで、12件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

(荒木農業委員長 退席)

○副町長(山本契太君) それでは、日程第16、議案第1号 農業委員の選任についてご説明をいたします。議案の82ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 農業委員の選任について。

ニセコ町農業委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 虻田郡ニセコ町字元町390番地

氏名 大野智美

生年月日 昭和40年4月8日生

令和5年6月6日提出、ニセコ町長 片山健也。

下記の提案理由について、こちらも読み上げます。

提案理由、本町の農業委員について、令和5年7月19日に任期満了を迎えることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項に基づき、町長が選定した農業委員候補者について議会の同意を求めるため、この案を提出するというものでございます。

別冊の第4回ニセコ町議会定例会説明資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。こちらは農業委員候補者一覧表で、候補者氏名、性別、年齢、職業、何期目か、認定農業者の有無、推薦団体、経歴のほか、その他の欄に農地委員候補、中立委員候補の記載をしております。2ページには、町長より諮問を受けたニセコ町農業委員会評価選考委員会の審議の経過及び論点と答申を受け、議会に上程するまでの経緯について記載をしております。3ページにつきましては、選考に当たった委員の名簿ということでつけてございます。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第17、議案第2号から日程第27、議案第12号までの農業委員の選任について、一括ご説明を申し上げます。議案の84ページをお開きください。

議案第2号 農業委員の選任について。

ニセコ町農業委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定

により議会の同意を求める。

記

住所 虻田郡ニセコ町字宮田 13 番地

氏名 荒木隆志

生年月日 昭和 28 年 11 月 30 日生

令和 5 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長 片山健也。

提案理由につきましては、先ほどの議案第 1 号と同じであります。

議案第 1 号から第 12 号までは同じく農業委員の選任についてですので、議案の内容及び提案理由については同じでございますので省略をさせていただきます。農業委員候補者の住所・氏名・生年月日についてのみ読み上げ、提案とさせていただきます。なお、農業委員候補者の経歴等につきましては、先ほどと同じく第 4 回ニセコ町議会定例会説明資料にまとめてございますので、ご覧いただきながらということでお聞きいただきたいと思います。

86 ページ、議案第 3 号、

住所 虻田郡ニセコ町字里見 114 番地

氏名 大橋敏範

生年月日 昭和 45 年 3 月 1 日生

続きまして 88 ページ、議案第 4 号、

住所 虻田郡ニセコ町字近藤 66 番地 3

氏名 久保正人

生年月日 昭和 39 年 11 月 26 日生

続きまして 90 ページ、議案第 5 号、

住所 虻田郡ニセコ町字黒川 171 番地 2

氏名 笹塚成之

生年月日 昭和 45 年 2 月 5 日生

続きまして 92 ページ、議案第 6 号、

住所 虻田郡ニセコ町字ニセコ 310 番地 18

氏名 大道正幸

生年月日 昭和 34 年 9 月 19 日生

94 ページ、議案第 7 号、

住所 虻田郡ニセコ町字東山 25 番地 2

氏名 高橋洋

生年月日 昭和 36 年 2 月 27 日生

続きまして 96 ページ、議案第 8 号、

住所 虻田郡ニセコ町字曾我 612 番地 3

氏名 佐々木淳

生年月日 昭和 49 年 1 月 9 日生

98 ページ、議案第 9 号、

住所 虻田郡ニセコ町字西富 170 番地 3

氏名 大田和広

生年月日 昭和 40 年 2 月 2 日生

100 ページ、議案第 10 号、

住所 虻田郡ニセコ町字福井 393 番地 3

氏名 長井修

生年月日 昭和 25 年 2 月 8 日生

102 ページ、議案第 11 号、

住所 虻田郡ニセコ町字有島 18 番地 32

氏名 倉下きよみ

生年月日 昭和 44 年 5 月 6 日生

104 ページ、議案第 12 号、

住所、虻田郡ニセコ町字富士見 164 番地 10

氏名 佐藤寛樹

生年月日 昭和 36 年 9 月 23 日生

議案の第 2 号から第 12 号に関する説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、議案第 1 号 農業委員の選任についてから、議案第 12 号 農業委員の選任についてまでの件について、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、議案第 1 号から議案第 12 号まで、一括して討論に入ります。

まず本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決に入ります。なお、採決は議案ごとに行います。

初めに、議案第 1 号 農業委員の選任について。大野智美氏の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第2号 農業委員の選任について。荒木隆志氏の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第3号、大橋敏範氏の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第4号、久保正人氏の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第5号、笹塚成之氏の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第6号、大道正幸氏の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第7号、高橋洋氏の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第8号、佐々木淳氏の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第9号、大田和広氏の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第10号、長井修氏の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第11号、倉下きよみ氏の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第12号、佐藤寛樹氏の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

(荒木農業委員会長 入場)

◎日程第28 議案第13号から日程第34 議案第19号

○議長(青羽雄士君) 日程第28、議案第13号 請負契約の締結について(公営住宅(中央団地6号棟)長寿命化型複合改善工事)の件から、日程第34、議案第19号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件まで、7件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、日程第18、議案第13号 請負契約の締結(公営住宅(中央団地6号棟)長寿命化型複合改善工事)について説明をいたします。議案の106ページでございます。

議案第13号 請負契約の締結について(公営住宅(中央団地6号棟)長寿命化型複合改善工事)

次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 公営住宅（中央団地 6 号棟）長寿命化型複合改善工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 1 億 1,165 万円
- 4 契約の相手方 虻田郡ニセコ町字ニセコ 240 番地 株式会社石塚建設 代表取締役 石塚隆義  
令和 5 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件は令和 5 年 5 月 30 日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき、工事の規模や必要とされる技術水準などから、指名競争参加資格者のうち、工事实績を考慮して町内事業者 2 社、町外事業者 4 社の計 6 社を指名をいたしました。令和 5 年 5 月 30 日に入札を行った結果、消費税抜で最高額が 1 億 580 万円、最低額が 1 億 150 万円となりまして、株式会社石塚建設に落札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率については 98.48%でございました。工事の工期については、議決の後、令和 5 年 11 月 30 日までを予定しております。

議案第 13 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 29、議案第 14 号 請負契約の締結（令和 5 年度 市街地区配水管更新工事）について説明をいたします。108 ページでございます。

議案第 14 号 請負契約の締結について（令和 5 年度 市街地地区配水管更新工事）

次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 5 年度市街地区配水管更新工事。
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 1 億 6,731 万円。
- 4 契約の相手方 志田・長澤経常建設共同企業体、代表者 虻田郡ニセコ町字有島 90 番地 22、株式会社志田建設 代表取締役 秋田谷守

令和 5 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件につきましては、予定価格が 5,000 万円を超える工事というため、議会の議決を要する契約となります。本工事は字羊蹄の市街地区配水地から、国道 5 号ルピシアさんの入り口まで老朽化が進む水道管の更新で、直径 350 ミリの耐震管約 666 メートルの布設のための工事一式です。令和 5 年 5 月 9 日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準などから、指名競争参加資格者のうち工事实績を考慮して、町内事業者 1 社、町外事業者 5 社、経常建設共同企業体事業者 1 社の計 7 社を指名いたしました。令和 5 年 5 月 30 日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が 1 億 5,600 万円、最低額が 1 億 5,210 万円となりまして、志田・長澤経常建設共同企業体に落札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率は 96.9%でございます。工事の工期については、議決の後令和 6 年 1 月 31 日までを予定してございます。

議案第 14 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 30、議案第 15 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定について、説明いたします。110 ページでございます。

議案第 15 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、福井辺地に係る公共的施設の総合整備計画書を別紙のとおり策定する。

令和 5 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長 片山健也。

111 ページ、例えば、公共交通など様々な生活条件が厳しい地域での施設整備などを進めるため、町では町内のこのような地域を辺地として整備計画を策定しております。このたびの議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく事業として、公共施設の整備を行おうとする市町村は、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画につきまして、都道府県知事との協議の上、当該市町村議会の議決を経て総務大臣に提出するということとなっております、これにより計画掲載事業について、財政上の優遇措置が受けられる辺地対策事業債を発行することが可能となります。

現在ニセコ町では 5 地域、ニセコ・曾我・近藤・宮田・福井が辺地地域となっております、全ての地域で辺地総合計画を策定しております。このほど福井辺地において対象事業を実施する運びとなったことから、令和 5 年度から今後 5 年間を見据えた福井についての辺地総合整備計画を策定いたします。実施事業は 111 ページの下の表をご覧くださいと思います。道路として林橋長寿命化事業、工藤橋長寿命化整備事業、それから飲料水供給施設として福井地区簡易水道施設改良事業、下水道施設として昆布地区農業集落排水施設機能強化事業に取り組むということで計画を策定いたしました。福井辺地の総合整備計画の策定に当たり、令和 5 年 5 月 10 日付で北海道知事との協議が完了したため、本議案を提案するというものでございます。

参考として別添いたしました補足説明資料をおめくりいただきまして、辺地総合整備計画掲載事業箇所を掲載してございます。図面でございます。そこで福井辺地に関する事業につきましては、数字の①・②・③の 1・③の 2、④、が新しく計画に載せました福井辺地の該当箇所になるということでございます。

議案第 10 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 31、議案第 16 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について説明をいたします。議案の 112 ページをお開きください。

議案第 16 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について。 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、ニセコ辺地及び宮田辺地に係る公共的施設の総合整備計画書を別紙のとおり、一部変更する。令和 5 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長 片山健也。 113 ページをお開きください。先ほどの議案第 15 号では、福井辺地の 5 年間の計画が終了したために、新たな総合整備計画の策定をするということについてご説明を申し上げました。こちらの議案はニセコ辺地・宮田辺地の総合整備計画、これは現在進行中ではありますが、この総合整備計画に新たな事業を追加するための計画変更のご審議をいただくというものでございます。

まず 113 ページのニセコ辺地でございますが、項番の 3 の表中、施設名の一番下、道路でございますが、町道田下通橋梁について長寿命化のための改修工事を追加いたしました。ちなみに、括弧書き

になっている事業費が追加した事業でございます。先ほどの補足説明資料をお開きいただき、図面でいくと、ちょっと小さい図面で恐縮でございますが、ニセコ辺地につきましては⑤の場所で田下通橋梁長寿命化を実施をするということでございます。それから、114 ページ、今度は宮田辺地でございます。こちらではまず項番 3 の表中、施設名の下から 2 段目、道路でございますが、落石等防止のため林道小花井線の切土法面改修工事を追加。これについては、補足説明資料の図面の⑥が実施場所でございます。それからその下、飲料水供給施設におきましては、老朽化で漏水する宮田地区水道施設の改良及び更新等の整備を追加ということでございます。これは先ほどの補足説明資料の⑦の場所でございます。

議案第 16 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 32、議案第 17 号 ニセコ町土地開発公社の解散についてでございます。116 ページでございます。

議案第 17 号 ニセコ町土地開発公社の解散について。

公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項及びニセコ町土地開発公社定款第 25 条第 1 項の規定により、ニセコ町土地開発公社を解散するため、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長 片山健也。

記

1 解散の時期 北海道知事の認可を受けた日

2 解散の理由 ニセコ町土地開発公社は公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和 48 年 7 月に設立されました。当公社の設立以来、町民と時代のニーズに応え、計画的な造成事業を行うため、町と連携を図りながら事業を行ってまいりましたが、令和 2 年にまちづくり会社である株式会社ニセコまち設立に伴い、公社の役割を終えたということでございます。このような現状を踏まえ、公社の存続に要する経費の軽減、事務の合理化等の観点から、今般公社を解散するというものでございます。

3 財産目録 別紙のとおりということでございまして、これは後ほどご覧いただきたいと思っております。

4 残余財産の処分方法 ニセコ町に帰属するということでございます。

5 清算人 ニセコ町土地開発公社 理事長 高橋守を指定してございます。

以下、ここに付けております財産目録等は、先ほど令和 4 年度の状況説明でお示したものと同一のものでございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

ニセコ町土地開発公社は先ほど申し上げました昭和 48 年に設立し、これまで主に土地の分譲事業を行ってまいりましたが、現在保有する分譲地は全て完売をし、余剰地 4 か所を残すのみとなっております。今月 9 日に開催した公社理事会にて解散を決議し、今般の議会で可決いただく議案とするものでございます。公社所有の残用地・現金等は、先ほども申し上げましたとおり今後ニセコ町に帰属をいたします。なお、全国的に人口減少傾向にある中、本町にあっては人口増加の傾向が続いており、これらニーズに対応するための事業につきましては、新たに設立した株式会社ニセコまちが現在進めているニセコミライ街区において、時代のニーズに合致した事業として継続してまいりたいと考

えているところでございます。

議案第 17 号についてのご説明は以上でございます。

続きまして、日程第 33、議案第 18 号 財産の取得についてご説明をいたします。124 ページでございます。

議案第 18 号 財産の取得について。

普通財産用地を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する財産、相手方、価格 所在地 ニセコ町字豊里 88 番地 1、地目 原野、面積 44,653 ㎡、取得面積 44,653 ㎡、相手方 ニセコ町字元町 222 番地 大野清次、取得価格 152 万 4,453 円。

2 取得の目的 当該土地は宮田地区水道里見配水池に隣接する土地であり、施設保護を目的とした用地として利用するというところでございます。

令和 5 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長 片山健也。

内容経過について少しだけ説明を申し上げます。別冊で配付しております、第 4 回ニセコ町議会定例会説明資料の 4 ページ、カラーで印刷している土地の写真があるかと思います。水道施設保護を目的に取得する字豊里 4 万 4,653 ㎡の原野を赤枠で囲っております。赤枠の右側にある立木のない茶色の土地が字豊里にございますごみの最終処分場でありまして、今回の土地はこのような位置関係にございます。今回の対象土地については、昭和 61 年にニセコ町が宮田地区水道里見配水池の水道用地として分筆取得した土地の周辺隣接地でございまして、売買を検討している現所有者からニセコ町にも相談があり、このたび普通財産用地として取得をするため、議会の議決を求めるものでございます。なお、購入価格は令和 5 年 3 月 2 日開催の公有財産価格評定委員会にて審議をし、当該価格をもって交渉を行い、現所有者より売渡しの承諾を得ている土地ということでございます。

議案第 18 号に関する提案理由の説明は以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 説明を中止してください。

この際、議事の都合により、3 時 30 分まで休憩します。

休憩 午後 3 時 19 分

再開 午後 3 時 30 分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎説明の補足・訂正

○議長（青羽雄士君） 承認第 1 号で高木議員から質問のありました立木売払収入と町有林の間伐事業委託料についての答弁の申出がありましたのでこれを許します。

総務課長。

○総務課長（福村一広君） 高木議員のご質問に先ほどすぐに答えられなくて申し訳ございませんでした。ご指摘の立木の売払のことでございますけれども、これは 89 万 8,000 円を今回載せてございませぬけれども、収入実績が 506 万円、それに予算額 416 万 2,000 円、こちらを差し引いた金額が 89 万 8,000 円でございます。この 506 万円の内訳でございますけれども、町有林間伐で行った事業として 330 万円の売払を行っております。それから町有地から切った立木を売払ったのが 176 万円でございます、この町有林の 330 万に関しては、先ほど 57 ページの間伐事業で搬出した間伐を売り払ったものでございます。そういう関連性でございます。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） 続きまして、議案第 13 号についても訂正の申出がありましたので、これを許します。

副町長。

○副町長（山本契太君） 申し訳ございません。私のほうからも一つ訂正がございます。議案の 106 ページでございます。議案第 13 号でございますが、この中で契約の相手方、株式会社石塚建設さんということで住所に誤りがありました。虻田郡ニセコ町字ニセコと申し上げましたが、ここは本通が正解でございます。虻田郡ニセコ町字本通 240 番地ということでご訂正をお願い申し上げます。大変失礼いたしました。

○議長（青羽雄士君） これをもって説明の補足・訂正を終わります。

◎日程第 28 議案第 13 号から日程第 34 議案第 19 号(再開)

○議長（青羽雄士君） それでは説明を続けてください。

○副町長（山本契太君） 一般会計補正予算日程第 34、議案第 19 号 令和 5 年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。別冊の横長の令和 5 年度一般会計補正予算の議案というのをご用意いただきたいと思っております。

議案第 19 号 令和 5 年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和 5 年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,950 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 3,290 万 3,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 6 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思っております。第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から 4 ページまでは記載のとおりでございます。5 ページをご覧いただきたいと思っております。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出でございますが、今回の補正額合計 1 億 7,950 万 9,000 円の財源につきましては、国道支出金で 8,219 万 2,000 円、その他財源で 1,187 万 3,000 円、一般財源で 8,548 万円という構成でございます。

説明の都合上、歳出からご説明をいたします。12 ページでございます。2 款総務費、1 項 1 目は全

体で70万6,000円の増額補正です。8節の特別旅費は、電子入札などのDX推進のための視察費用。東京で行う公共財産管理の研修費用でございます。なお、DX関連の旅費は東京でのDX基礎研修への参加、それから東神楽町・岩見沢市・苫小牧市への視察を予定してございます。その下、消耗品は視察先へのお土産代、印刷製本費は新規職員採用が厳しさを増している中で、就職先として理解を深めてもらうような職員採用用のパンフレットの作成費用を計上してございます。その下、高速道路使用料はDXに戻りまして、DXなどの視察先への移動に伴う高速料金、北海道自治体情報システム協議会負担金もDXとは別で、利用人数の増加それから各ソフトウェアバージョンアップに伴い、職員が利用しているリモートデスクトップサーバーのリソース、容量不足による動作遅延や停止が頻発しているため、CPUメモリーの追加を行い運用の安定化を図るため、リソースの追加を行うという補正でございます。

4目24節の土地開発基金積立金31万3,000円。こちらは字中央の町有地を売り払ったため、その収入を土地開発基金に積み立てるというものでございます。

5目12節のコミュニティFM予備送信所設置工事補助申請支援業務委託料82万5,000円。こちらはコミュニティFM予備送信所設置工事、これ役場内でございますが、これに係る総務省の補助申請を行うには、整備計画書や送信エリア図、免許等申請確約書など専門的な書類の作成が必要となるため、申請書作成支援を委託するという費用でございます。

続きまして、6目18節まちづくりサポート事業補助40万円。こちらは町民のまちづくりに関する様々な取組を補助するものですが、当初予算で2件40万円を見込んでいましたが、既に2件の申請があり交付決定を行っています。今後2件40万円の申請が予定されることから、不足分の補正を行います。

8目18節地域活性化起業人事業負担金420万円。こちらは企業等に対し、監査・税務・法務・デロイトでコンサルティング等のサービスを提供するデロイトトーマツという会社ですが、このグループ会社であるデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社から7月1日付で社員の派遣を受け、企画環境課に1名配属する見込みとなったことから、当該合同会社に支払う負担金を補正するというものでございます。なお、本町は国の地域活性化企業人制度を活用し、当該負担金全額について特別交付税で支援を受けるという予定でございます。

13ページ、11目庁舎管理費、17節施設管理用備品55万円。こちらは掃除機・そで机などの庁舎管理備品について、不足している備品の補充を行うための補正でございます。

12目財産管理費は全体で166万7,000円の補正。8節特別旅費は、公有財産管理の基礎知識や実務知識の習得並びに公有財産管理の課題を学ぶため、日本経営協会公有財産管理研修、これは東京都がありますが、こちらに参加する費用でございます。その下、普通財産用地購入費、こちらは宮田地区の水道里見配水池に隣接している土地、字豊里4万4,653㎡について取得するための費用で、後ほど購入自体の議決をご審議いただきます。その下、各種研修会参加負担金は、2つ上の公有財産管理の研修に参加する負担金でございます。

20目庁舎等整備費、こちらは全体で26万8,000円の補正。8節普通旅費は消防庁舎の実施設計や建設にあたり、最新の施設の内容や地中熱を利用した暖房設備を導入している自治体への視察に要

する経費でございます。その下、消耗品は視察先へのおみやげ代、燃料費は視察移動のためのレンタカー燃料、自動車借上料は視察レンタカー借上でございます。

24目臨時特別給付金事業費は全体で2,242万2,000円の補正。これは令和5年3月22日開催の国の物価・賃金・生活総合対策本部が価格高騰の影響を受けた生活者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援を実施できるよう、低所得世帯支援枠を設けました。これに伴い、住民税非課税等の世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付金及びこれに係る事務費の補正を提出するというものでございます。3節時間外勤務手当は事務執行に伴う時間外、消耗品費から口座振替手数料、14ページに移動いただきまして13節複写機使用料まで、当該給付事務に要する経費でございます。その下、北海道自治体情報システム協議会負担金は当該給付を行うためのシステム改修費でございます。臨時特別給付金は当該給付金本体の費用でございまして、予算としては3万円掛ける700世帯を見込んでおります。合わせて2,100万円という補正でございます。

2項徴税費、2目8節普通旅費98万5,000円は、宿泊税導入向けに向けました事前協議のための総務省等への出張に要する3名3回分の費用でございます。

15ページ、3款1項2目18節ニセコハイツデイサービスセンター設備更新事業補助62万6,000円。これはニセコ福祉会が運営する高齢者グループホームきらりで稼働している地中熱利用設備において、循環液の漏れが発見されました。修繕のため熱源ポンプ本体交換・拡張便交換をする費用を補正するというものでございます。

16ページでございます。4款1項2目予防費、18節北海道自治体情報システム協議会負担金35万2,000円。これは新型コロナウイルスワクチンの令和5年度接種を実施するにあたり、既存システムである健康カルテシステムの改修が必要でございます。同システムは北海道自治体情報システム協議会に参加し共同利用していることから、本町負担分を負担金として支出するというための増額補正でございます。財源は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金10分の10、100%の補助ということですが、これを充当いたします。

7目18節地域振興型再生エネルギー事業補助金2,154万円。これにつきましてはニセコ町再生可能エネルギー事業の最適な促進に関する条例、令和3年3月に施行された条例でございますが、この条例に位置づけている地域振興型再生可能エネルギー事業への補助として、株式会社ニセコまちのニセコミライにおける太陽光自家消費システムの導入事業、カーポートをつくり、そこで再生可能エネルギーも活用するというものですが、これについて持続可能な地域づくりに資すると認められる事業として、補助をする金額を補正するというものでございます。ニセコまちでは北海道の補助事業への申請を既に行っており、総事業費の2分の1の補助金を獲得する予定でございます。その残りの額の2分の1を今回ニセコ町が補助するというための補正でございます。なお、当該事業に対し、企業版ふるさと納税1,000万円を財源とする予定でございます。

続きまして17ページ、6款1項2目農業総務費、1節会計年度任用職員報酬85万円。これは農地・水路・農道などを地域が共同して管理する多面的機能支払い交付金事業の推進にあたり、令和5年度は第2期事業計画5年間の最終年であること、また、5年に1度のニセコ町農業振興地域整備計画の見直し実施年度であることから、これらの取組を円滑に推進するため、知見を持った人材を集落支援

員として採用する費用でございます。

3目18節麦・大豆生産技術向上事業補助1,998万2,000円は、国の予算で実施される令和5年度麦・大豆生産技術向上事業について採択通知があったことから、町が間接補助事業者となり歳入歳出を同額補正するものです。補助対象は実施主体であるニセコ町畑作生産組合の構成員のうち、令和5年度に新たな営農技術の導入を行い、麦・大豆の生産向上に取り組む経営体で、取組内容に応じて作付面積10アールあたり1万円を上限に交付をされます。主な事業内容は排水対策技術、効率的播種技術、生産の高度化・省力化などを進めるための機械やドローンの導入など、幅広く新たな営農技術を導入するというものでございます。

4目畜産業費、18節需給飼料生産拡大緊急対策事業補助410万円。こちらは近年の海外輸送の混乱や国際状況の不安定な状況により、飼料作物の高騰が続いているということに加え、コロナ禍による乳製品や食肉の消費減少などにより、ニセコ町において循環型農業や農業景観等を築き上げてきた酪農畜産事業者の危機的な状況が続いていることから、酪農業を中心とした畜産業に対する緊急対策を講じるというものでございます。

8目土づくり対策費、14節電源設備工事211万1,000円は、堆肥センターにて使用している柱状高圧気中開閉器、こちらは2002年の竣工以来更新されておらず、電気工作物の点検において、委託事業者から更新について検討依頼がされております。万が一の事故となると、堆肥センターのみならず周辺の需要家についても停電となる波及事故を引き起こす恐れがあることから、停電事故未然防止のために気中開閉器の更新工事を実施するというものでございます。

10目18節農地利用効率化等支援事業補助776万円。こちらにつきましては、国の予算で実施される令和5年度農地利用効率化等交付金事業、主にコンバインの導入などでございますが、これについて個人3戸、1法人の採択通知があったことから、町が間接補助事業者となって歳入歳出を増額補正するものでございます。

2項1目林業振興費は全体で225万6,000円の補正。1節の会計年度任用職員報酬は、ニセコ町森林ビジョンに基づく取組を推進するため、地域の実情を把握し知識や経験を蓄積することが重要であることから、林務業務に携わる人材を集落支援員として採用する費用でございます。8節費用弁償は集落支援員の通勤手当の費用でございます。

18ページ、7款1項2目観光費は全体で211万1,000円の補正です。8節特別旅費は、7月にイタリアで開催されるベストツーリズムビレッジネットワーク会議に参加するための職員1名分の旅費でございます。この会議は国連世界観光機関（UNWTO）が主催する会議でございます。ベストツーリズムビレッジとは、観光を通じて持続可能な開発で取り組む地域を認定する2021年から始まったプロジェクトでございます。初年度は世界32か国、計44地域が認定をされました。日本ではニセコ町と京都府南丹市美山町が選ばれてございます。このたびのネットワーク会議は、ベストツーリズムヴィレッジに選定された地域が参集し、情報交換とともに今後の持続可能な観光地域の在り方を検討・共有し、おのおのの地域での展開に役立てるというものでございます。なお、現地での滞在費用は主催者の負担ということでございます。その下、消耗品費は15万円の補正でございますが、ただいまのネットワーク会議に持ち込む特産品など、お土産が5万円、それからそれとは別事業で、

アンケート調査用経費費用として10万円の計上をしております。これは全国で駐車場やレンタカー・カーシェア事業を展開し、カーシェアでは国内最大手となるタイムズ社によりまして、町内でカーシェアの実証をしたい旨の提案があったところでございます。先方からは当初、観光客利用分の車1台での実証内容ということでありましたが、これに加えて町民利用や役場職員の公用車利用の2台を含め、3台での実証を行いたいと考えてございます。このタイムズ社と連携して行う実証事業に要するアンケート費用を補正するのがこの10万円でございます。その下、食糧費はこれもまた別事業でございますが、ニセコ町にゆかりのある方、あるいはニセコファンの方が会員となり、会員相互の交流とニセコ町のPR活動などを実施している東京ニセコ会、ゆかりのある会員が約60名、ニセコファンの会員が約30名でございますが、この東京ニセコ会が今年度、2013年以来のニセコ町訪問ツアーを7月2日から4日に企画しているところでございます。この機会に参加者の皆さんに故郷の懐かしさや街の変化を実感していただき、今後のニセコ会の活動に生かしていただくため、移動に要するバスの借上料、町民との交流会の費用を町で負担したく補正をするものでございます。なお、このツアーは本来、会の創立10周年に合わせて企画されたものですが、コロナの影響により今年度実施することになったものと伺ってございます。その下、自動車借上料は先ほどのカーシェアの実証に戻っていただきまして、町民利用と公用車利用として2台分、4か月間の借上ということでございます。利用に際して必要となる使用料の補正ということです。バス借上料は、先ほどの東京ニセコ会による2泊3日のバス移動の費用負担でございます。その下、一般備品は道の駅ニセコビュープラザに移動可能な看板を設置します。来場者の多い当該施設でございますが、駐車場が手狭であり、繁忙期には交通整理員を配置するなどして対応しております。駐車場の混雑緩和、例えばスムーズな大型バスの移動のことや安全対策、道道横断への注意喚起などへ向けた周知を強化するための補正ということでございます。

19ページ、8款1項2目12節は全体で3,971万円の補正。町道ニセコミライ通整備実施設計業務委託料は、現在未来志向の住宅地として整備を進めているニセコミライ街区について、その敷地内に敷設する町道ニセコミライ通の470メートルの整備及び無電柱化実施に係る設計への委託業務でございます。財源は社会資本整備という補助金と過疎債を予定してございます。町道ニセコ登山道整備実施設計業務委託料は、ニセコアンヌプリスキー場へ向かう町道1,300メートルについて、道路の拡張と交差点改良及び、無電柱化実施のための設計委託料でございます。こちらも社会資本整備の補助金と辺地債を充当する予定でございます。その下、町道ニセコミライ通整備工事4,180万円は町道公園通とニセコミライ通の交点から運動公園管理棟、株式会社ニセコまちが今使っておりますが、その管理棟側へ40メートルほど無電柱化と歩道整備の工事をするというものでございます。前述のニセコミライ通の無電柱化実施設計完了後の発注予定のため、繰越による工事を想定してございます。こちらは補助金と過疎債充当を予定してございます。

7項1目住宅管理費は全体で84万4,000円の補正。8節特別旅費につきましては、11月26日から29日に行われる日本経営協会主催の「公営住宅の管理・滞納家賃回収・不当行為者等への対応実務」に参加し、業務に必要な知識を習得するための補正でございます。2つ下の各種研修会参加負担金はこの研修へ参加するための負担金でございます。一つ戻りまして、公営住宅営繕工事68万4,000円

はコーポ有島B棟のベランダ手摺りが落雪により破損しており、修繕の必要があることから補正するというものです。歳入は建物災害共済を適用予定でございます。

20 ページです。10 款 1 項教育総務費、2 目 8 節特別旅費 52 万 6,000 円。こちらはコロナ禍で3年間中止していた青少年交流事業とニセコ高校の修学旅行について、今年度から再開することとしたく予算計上をいたしました。再開にあたり、交流先や修学旅行の受入先と今後の事業継続について再確認をしまして、連携強化を図るため教育長による表敬訪問を実施するための経費の補正というものでございます。内訳は薩摩川内市表敬訪問、少年の翼セミナーでございますが、その同行に13万8,000円。マレーシアYTLホテルズなど表敬訪問、ニセコ高校修学旅行の同行でございますが、これが38万7,000円でございます。

3 項中学校費、1 目 10 節消耗品費 10 万 4,000 円は、中学校体育館照明の電球切れを交換するものでございます。

4 項高等学校費、1 目 8 節特別旅費 20 万 7,000 円は、ニセコ高校の魅力を全国へ発信し、全国各地から多様な生徒を募集することなどを目的として、先ほどご説明を申し上げました地域みらい留学へ参画することとしておりまして、その制度を活用し、9 月開催の東京対面合同学校説明会に参加するための旅費を補正するものでございます。

5 項幼児センター費、1 目 18 節施設型給付費負担金 90 万円は、ニセコ町に住所を有する児童が満3歳から利用できる町外の幼稚園を利用するにあたり、教育・保育給付に係る施設型給付費を補正するというものです。今回は本町から蘭越町ひばり幼稚園に入園する満3歳の子ども1名が該当します。当該負担金は蘭越町ひばり幼稚園に支払います。

7 項 4 目総合体育館費は全体で62万8,000円の補正。10 節の修繕費は総合体育館移動式バスケットボールゴールの修繕です。平成22年1月に購入したバスケットボールの土台の部品が摩耗し破損したため、部品を取り替えるというものでございます。21 ページ、14 節総合体育館修繕工事。こちらは今冬の雪害による体育館外部屋根の笠置破損部分の修繕工事です。本件は建物災害共済を適用する予定でございます。

22 ページ、11 款 1 項 1 目 18 節農地等災害復旧単独事業補助 77 万 1,000 円は、町内瑞穂の用水路について、令和4年8月の集中豪雨及び急速な雪解けなどによる増水で水路が破損したため、補助金の申請を予定していますが、当初予算では不足が生じるため、補正にて対応いたしたく計上するものでございます。なお、補助率は対象となる経費の70%を予定しているところでございます。

それから、23 ページから 25 ページについては、給与費明細書の変更を記載しております。これは、今回の補正提案で会計年度任用職員の増員に関する補正を含んでいることから変更を行うというものでございまして、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続いて歳入について、6 ページでございます。15 款 1 項国庫負担金、2 目 1 節子どものための教育・保育給付費負担金 33 万 3,000 円は、ニセコ町が国から受け取る金額ですが、これは先ほど歳出で説明しました本町児童が蘭越町の幼稚園に通う際の本町から蘭越町の幼稚園へ支払う負担金 90 万円に対し、国が負担する経費でございます。

7 ページの 16 款 1 項 2 目 1 節子どものための教育保育給付費負担金 28 万 3,000 円は、同じ経費に

対しニセコ町が北海道から受け取る金額でございます。これにより、負担金 90 万円に対し、国と道から合わせて 61 万 6,000 円の負担金が入ってくるということでございます。ニセコ町の負担は 28 万 4,000 円でございます。

同じく 6 ページ、2 項 1 目 1 節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,792 万 7,000 円。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、低所得世帯支援分として 1,792 万 7,000 円が交付される見込みとなったことから、歳出で計上した価格高騰緊急支援給付金事業に充当する補正ということでございます。

3 目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 35 万 2,000 円は、新型コロナウイルスワクチンの令和 5 年度接種を実施するため既存システムの改修が必要であり、財源となる国庫補助金、100%の補助金でございますが、これを補正するというものでございます。

4 目 1 節社会資本整備総合交付金 3,555 万 5,000 円。こちら一つ目は、先ほど歳出でご説明をいたしましたニセコ登山道路、ニセコミライ通、そのほかもう一路線である町道 1 号線について、無電柱化推進計画事業補助として設計及び工事費に充当する補助金 3,055 万 5,000 円と、二つ目はニセコミライ通の設計費に充当する補助金 500 万円、合わせて 3,555 万 5,000 円を補正するものでございます。

7 ページ、2 項道補助金、4 目農林水産業費道補助金は全額で 2,774 万 2,000 円の補正。1 節農地利用効率化等支援事業補助金は、先ほど歳出でご説明しました国の予算で実施される令和 5 年度農地利用効率化等交付金事業、コンバインの導入などがございますが、これについて採択通知があったことから、町が間接事業者となり歳入歳出を増額補正するというものでございます。その下、麦・大豆生産技術向上事業補助金は、国の予算で実施される令和 5 年度の同事業について採択通知があったことから、町が間接補助事業者となりまして歳入歳出同額を補正するというものです。補助対象等も先ほどご説明しましたが、実施主体であるニセコ町畑作生産組合の構成員のうち、令和 5 年度に新たな営農技術の導入を行い麦・大豆の生産向上に取り組む経営体で、取組内容に応じて作付面積 10 アール当たり 1 万円を上限に交付されるというものでございます。

8 ページ、17 款 2 項 1 目 1 節町有地売払収入 31 万 2,000 円。これは字中央通でございますが、駐車場敷地としての取得依頼に対し、売払を行うための歳入補正でございます。行政報告で報告をさせていただいた内容でございます。

それから 9 ページ、18 款 1 項 1 目 1 節一般寄附 30 万円。前回の予算化以降、当該寄附があったことから補正をいたします。

2 目 2 節企業版ふるさとづくり寄附金 1,000 万円は、企業 1 社から株式会社ニセコまちが行う地域振興型再生可能エネルギー事業への寄附の申出があったことから、補正するというものでございます。

10 ページ、19 款 1 項 95 目 1 節土地開発基金繰入金 152 万 5,000 円は、歳出でご説明いたしました水道設備周辺の民地を町有地として購入するにあたり、その財源として基金を取崩し、一般会計として歳入に繰入をするというための補正でございます。

11 ページ、20 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金 8,518 万円は、今回補正した歳出を賄うため、これまでご説明した補助金等の歳入のほか、ここで前年度繰越金を歳入補正し、歳入歳出の均衡を図ります。

今回の繰越金の繰入により、前年度繰越金は3,955万円の残となりますが、大型事業、例えばニセコミライなどへ充当するための財源、過疎債等が収入された際に、前年度繰越金の残金を回復するという見込みでございます。

最後に、これら令和5年度の補正予算は別冊の補正予算資料No.3に内容を記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

議案第19号については以上でございます。

これをもちまして、議案の13号から第19号までのご説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、議案第13号 請負契約の締結について（公営住宅（中央団地6号棟）長寿命化型複合改善工事）の件から、議案第19号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件までの7件は、質疑・討論・採決を6月14日に行うことにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 請負契約の締結について（公営住宅（中央団地6号棟）長寿命化型複合改善工事）の件から議案第19号 令和5年度ニセコ町一般会計補正予算の件までの7件は、質疑・討論・採決を6月14日に行うことに決しました。

#### ◎休会の議決

○議長（青羽雄士君） お諮りします。議事の都合により、6月7日から6月13日までの7日間を休会にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、6月7日から6月13日までの7日間、休会することに決しました。

#### ◎散会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、6月14日の議事日程は当日配布します。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後4時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (原本自署)

署 名 議 員 大 野 幹 哉 (原本自署)